369.2
M494h

社会課報告資料 1

奉天同善堂調査報告

国立国会図書館

③

0040054000

0040054-000

369. 2-M494h

奉天同善堂調査報告

南満洲鉄道庶務部社会課

1927

AGI

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年５月１５日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

IZ-2A-54

369
M4

社會課報告資料第一號

奉天同善堂調查報告

南滿洲鐵道株式會社
庶務部社會課
古家誠一

序

方今支那に關する研究調査は、所謂汗牛充棟も啻ならざるの有樣なるも、その多くは政治、經濟乃至は文學に關するものであつて、狹義の社會政策的方面に關するものは、甚だ寥々寥きの憾がある。さりながら、その人口數億を抱持する支那の社會に於て、斯種方面に對する社會的施設が全然顧みられない筈はない。現に諸種の慈善機關が自力を以て而も相當の歷史を閱しつゝ各所に存立してゐる。而して之等に關する考察は、又一面支那社會實相の一部を窺ふに足ると云ふ可きであらう。

奉天に於ける同善堂の如きは、其の慈善機關中の最も顯れたるものであるが、未だ之に就いて、邦人として詳細を調査せるもの無く、甚だ遺憾に思つて居たが、幸ひ昨夏、當課共濟係に新しく入社せる古家君をして調査して纏めしめたものを得たので、此方面の考査研究上參考となるものが尠くないと信ずるのである。

素より短時日を以て而も會社事務の餘暇を利用して調査蒐錄せるものである故、必ずしも完璧は期し得ざるも、學窓を出て來て間も無い同君の社會第一戰の獲物としては、他に類例尠き丈けでも推賞に値するものありと思ふ。敢ねて江湖に紹介する所以である。

昭和二年二月十五日

鞍務部社會課長　小倉鐸二

369.2
M494h

119098

緒言

雜誌「社會研究」第五卷第一號（十五年九月號）を手にした人々はその中に奉天の同善堂が田原氏によつてその概觀が紹介されてゐるのを記憶してゐるであらう。過ぐる八月私は沿線出張に際して奉天で小耳に挟んだのが同善堂と言ふ慈善機關の存在である。その組織は強く私の興味を惹きつけるものがあつた。爾後數回に亙る參觀による印象を經とし、同善堂より惠與された報告書を緯として作り出したものが卽ちこの調査報告である。

該慈善機關の機構は後述する所によつて自ら明なるであらう如く、頗る多方面に亙つてゐるのである。がその各箇のものにつき觀察する時は必ずしも日本に於ても敢て珍とするに足らぬ。否その設備に於てその取扱振りに於て遙かに勝れるものあるを發見するであらう。かの婦人ホーム、無料宿泊所、孤兒院、無料診料所等殊に然りである。がしかしながら、そのかくも多くの部門を擁し、各部門の連絡を考慮し、利用せる綜合的機關は日本にて見ること殆んど不可能と言はねばならぬ。のみならず、本邦にて慈善事業と言へば動もすれば一般人の喜捨、然らざれば個人的出資に負ふこと多く、この事實は引いて慈善事業の永續性を失する所以にして、一方、又世人に對しても一種の不快の感を與ふることなきを保せず。この種の慈善事業は他面被救助者に對しては、往々露骨なる恩惠的態度を以

て臨み。その效果を薄くせしむるとよもに被邺者をして卑屈の感を抱かしむるに至る。幸ひにも同善堂は、この種の弊を免れ得しもの〻如くである。卽ち豐富なる基本財産を有すると共に、收容せる者に對し、適當なる勞役に服せしめて生計の道を教へ之による收入を分割して、被救邺者の自尊心を高め併せて同善堂の收入を計るものにして、慈善事業と生産事業との兩立を證しつ〻あり。この點同善堂により大な强味であらねばならぬ。と共に多くの慈善事業の學ぶ可き點である。

勿論同善堂の行ふ所は、社會惡を惹起する根本原因除去の積極運動にあらずして、唯社會惡防止の消極的運動である。之は獨り同善堂に限らず、支那社會事業の現狀である。しかしながらこの二種の運動は互に結合して所期の結果を齎し得可く、この意味に於て種々の點に特長を有する同善堂を紹介したいと思ふ。尙同善堂の諸施設を紹介するに先だつて一應支那人の博愛思想の本質を窺つて置くことはこの同善堂の施設を理解する上により好都合であらうと思はれる。

大連寓居にて

古家誠一

目次

緒言
前編
支那人の博愛思想
一、支那の社會狀態……一
二、支那に於ける慈善機關の現狀と支那人の博愛思想……三
一、貧民救濟……八
二、老人保護……九
三、老婦及寡婦扶助……一〇
四、小兒の保護……一三
五、病弔の保護……一四
後編
奉天同善堂
一、沿革……一九

二、組織及監督關係……二四
三、財政狀態……二七
第一部　貧民部……三六
一、棲流所……三六
二、病丐療養所……四三
附屬　貧民收容所……四六
三、珠林寺……四九
第二部　孤苦部……五五
一、濟良所……五五
二、孤兒院……六五
三、實業女學校……七三
第三部　醫務部……七七
一、施醫院……七七
附屬　牛痘局……七七
同　產科院……八二
二、醫學校……八五
附屬　醫報社……八六
三、達生學校……八九
第四部　工藝部……九二
一、省立教養工廠……九四
二、教養學校……九四
三、貧民習藝所……一〇二
臨時施設……一〇七
一、臨時災民收容所……一一四
二、粥糧籌備所……一一四
結　語……一一七
……一一九

奉天同善堂調査報告

前編　支那人の博愛思想

一、支那の社會狀態

抑々支那に於ては理論上古來より、政治と倫理とは常に連係を保つ可きものと唱へられて來た。即ち國家は人民の幸福を增進する爲めにのみ存在するものと考へられて來た。之は特に孔孟の儒教によつて有力なる支持を受けた。しかしこの儒教の主張も唯奸雄の野心の具に利用されて政治上には何等の刺戟をも與へず、之によつて利したのは獨り奸雄のみであつた。之に對し反對說の起るのも無理ではなかつた。老莊の唱へた無爲の說の如きは之である。彼等は人爲を極力排斥し、自然の大道に歸れと呼號した。二者何れも眞である。老莊の無爲の說は要するに政治と社會の絕緣を叫びしもので、若し老子にして、政治と社會と絕緣し居るを知るならば恐らくは、無爲大道を唱へざると共に、孔孟の教にしても、政治上に於ては、殆んど行はれなかつたが、社會に於いては、有力なる影響を及ぼしてゐるのは疑ふ餘地がない。

傳ふる所に依れば五帝の時に於いて既に老人優遇の範を後繼者に示して居つたとのことであり、禹も亦老齢の官吏及平民を扶養したとある。夏の諸帝殷の諸朝も之を倣つたとのことである。吾人は之を以て國家の取つた養老施設の嚆矢となすことを得る。しかし注意す可きは支那歴史に見ゆる慈善事業は決してそれを其の儘信ずることが出來ない。何故なら、その歴史は多くは宮廷の歴史編輯官の記述に係るからである。又たとゐその當時實在せりとしても、當時の支那は國家と言ひ得たか疑はしい。即ち民族政治の時代の、政治と社會の絶縁せざる以前のことで、政治と社會と袂を分つてよりは慈善事業は全然民間のものとなつて了つたのである。と考へられる。國家は國家、社會は社會であつて社

稻葉君山氏は言ふ「支那人のこの長い歴史の推移によりて得た經驗は何ものであるかと言ふにそれは外ではない。國家と社會との分離作用であると思ふ。封建政治が失れない上が支那人の一般的諒解であつた。即ち社會と言へば國家が全體で國家の會は國家に何等の期待をも待たない。之が支那人の古に於ては國家と社會とは密接の關係の下に置かれてあつた。論語などを見ても家庭道德と政治とは一致す可き政治を除いて別に社會問題と言ふものがなかつた。ものとの諒解が凡てを通じてゐる。從つて生活でも、文化でも總て國家から割り出されてゐたのであるが、それが漸次に分化作用を起し、國家は國家、社會は社會といふ風に竝行して發達し、遂に永久に相遇せざる二線—幾何學的竝行線—を劃することゝなつた。」と。氏は更に言ふ「人民の諒解する所では、政治と言ふものは政治家の職業であると。政治は人民に所詮利益を及ぼすものではない。たゞ害を及ぼさぬやうにして貰ひたい。之を明白に言へば政治は積極的なる可らず消極的なる可しと言ふのである。惡政が加はるにつれて人民はその圈外に脫出するのである。（中略）茲迄說明すれば支那社會と政治との關係を知ることは容易である。支那民族の社會は、政治を置き去りにしたのである。政治より言へば置き去られたと言つてよい。」と。

この事實は支那民族をして、その社會自治に異常なる發達進歩をなさしめた。彼等の同鄉團體たる會館、會、同業團體たる公所の組織の如きはその顯著なる例である。彼等は眞の意味に於ける健全なるシヴイル、アドミニストレーションを有してゐるのである。その政治狀態の極度に紊亂せるにも拘らず、產業金融などの年一年發達を遂げてゐる事實を以てもその社會の堅實なる基礎を推測することが出來る。

二、支那に於ける慈善機關の現狀と支那人の博愛思想

上述せる如く、支那に於ては社會は政治を置き去りにした。從つてその性質上社會によつてなさるべき慈善事業も政治家乃至政府の手より全然離れ去つたことも自然であると肯れる。勿論時々の英主によつて奬勵はされたが、その本質は純に民間の事業であり、奬勵の有無には全く無關心であつた。

この點日本等の諸國に於ける政府の保護指導に依頼すること多きものと顯著なる對照を示してゐる。

支那には至る所この種の民間の慈善機關が存在する。こは以上の理由の外に尙他の理由にも基いてゐる。卽ち支那に於ては、貧窮なる事實が普く存在してゐることは一般に認められてゐることである。貧窮と言ふも、表面に目立つた貧窮には非ずして貧窮に陷らんとする可能性の一般に存在せるを指すのである。この事實は、資本の少きこと、不景氣に際會しては如何に節儉するも尙窮乏に襲はるゝこと、及び勞賃の低きこと、竝びに生活の享樂物少きこと等の事實によつて最もよく證明されてゐる。而して之等の多くの慈善機關は、該都市若しくは村落の住民によつて維持せられ、その代表者によつて經營されてゐるのである。そして通例、如何なる所に於ても、群小機關の間に伍して、一大機關が存在し、その中心機關たる狀態を形成してゐる。例へば上海の同仁堂を初めとし、寧波の行仁會、廣東の扶愛堂、芝罘の仁惠堂の如き皆然りで、本書の紹介せんとする奉天同善堂も勿論この種の尤なるものである。之等の諸機關は、概ね、五乃至十七種に亙る種々の事業を包含する綜合機關である。今之等諸機關の行ひつゝある事業の範圍を示さんが爲め芝罘の仁惠堂のそれを列擧せば次の十七種である。

卽ち

一、貧民に對し無利子にて金融す。
一、貧民に對し葬儀設備を提供す。
一、惜字局
一、難破船員救濟
一、消防設備
一、寡婦救濟
一、捨兒收容
一、貧民に對し學習機關提供
一、孤兒院
一、貧家の女兒に實業敎育を施す
一、阿片癮者治療所
一、病氣に罹れる無宿人收容
一、病院
一、多季貧民收容所
一、無料施食
一、種痘

にして、他の諸機關に於けるも、之と大同小異である。

偖て、之等の慈善事業の背後に存する、支那人の博愛思想を探つて見やう。先づ支那の博愛事業を分ちて、三種のカテゴリーに分属せしむることが出來る。卽ち

一、純粹なる慈善事業にして貧民に對し犧牲的援助を與ふること

二、相互扶助、若しくは相互救濟事業

三、社會改善若しくは市民の自發的協力により一般の安寧福利を增進せんとすること

之である。尙この外動物愛護運動を擧ぐるを得るも、人の慾望充足を基調とする限りに於て、上記の三分類が支那の博愛なるもの〻特性であり範圍である。

凡そ貧窮には、その個人の罪に歸す可きものと、歸す可らざる他の原因によるものとの二種を區別して考へなければならぬ。生來の不幸なる事情、例へば親に捨てられ、若しくは先天的不具又は白痴等は本人の罪によるに非ず、同樣に恐らくはそれ以上に、自然的なる原因、社會的なる原因、及び偶發的原因により、他人の救濟を受くること、例へば老年、病氣災難による癈疾、失業及び社會的偏見によるものは決して本人の責任とさる可きものではない。社會的偏見とは卽ち、婦人に經濟人としての人格を認めざる傳統的謬見の如きを指すのである。怠惰惡習等の個人的原因によるものは、之等と斷然區別す可きは言を俟たざる所なるも、之等の原因すらの非個人的要素、環境の支配によるもの多しと見る傾向漸く鮮明ならんとしつ〻あるものの〻如くである。

社會連帶の思想より論ずるならば、小數者の貧窮なる重荷を社會の多數者の負擔となし、その負擔の輕減を計らんとするは當然のことである。歷史的に、支那に於ては、救濟に値するものと認められし四種の階級が存在する。そして支那の慈善機關の多くは之等の四階級を目標として居る。卽ち、老人、孤兒、寡婦及病人である。この四者を被救濟階級と擇んだ裡面には支那に於ける特殊の社會思想に依るもの〻如くである。卽ち老人を保護するは、人道的意識の外に、支那の家長制度に於て强烈なりし老人への習慣的尊敬の念より發してゐるものである。孤兒の保護は彼等の孤獨無援なるを憐れみの念と共に、祖先崇拜たる感情より發達せしもの、寡婦を保護することは純粹なる武俠的精神に基くのみならず、尙寡婦は再婚す可からず、又獨立して生活を營む可らずとの傳統的社會偏見に基くこと大なりと見なければならぬ。

之等の貧窮者の保護に關しては支那の博愛思想は今や漸く組織化と制度化の時代に達し、その救濟も漸く充分の域に進んではゐるが、未だ科學的に之等の貧窮者を產みし原因卽ち貧窮そのものを防止するの方法を講ずる時代には達してゐない。凡そ、社會惡に對する態度には二種ある。一は之を全然暗黑の裡に葬り去り、敢て之に注意を向けざるもの、他は之に對し何等かの救濟策を講ぜんとするものの之である。後者は卽ち博愛事業の本旨であるがこの博愛事業を行ふにも分れて二つの型式を取るに至る。一は社會惡による犧牲を緩和せんとするものであり、他は社會惡そのものを根本的に除去せん

とする積極的なものである。支那の慈善事業、博愛事業の本質は前者にある。例へば慈善團體に於ては、捨兒乃至孤兒を直ちに收容し得る設備頗る整ひ、且收容後多大の努力を以て養育するを惜まぬが、未だ曾て、幼兒遺棄なる社會現象を他の社會現象に結びつけて、その因果關係を考察すること、即ち、之を多産の如きに關連して考察することを試みたことがなかつた。換言すれば、慈善事業を以て病人の苦痛を緩和せんとはしたが、病氣を惹起する環境若しくは原因を芟除することにはあまり努力が拂はれなかつた。しかしながら萬般のこと悉く科學的に向はんとする現代に於てや充分なる救濟の實を擧げんとせば、必ずやこの點まで思ひを致さゞるを得ざるに至るであらうと思はれる。

一、貧民救濟

貧民と概言するも、之には四箇のものを含むことを知らねばならぬ。即ち幼くして父母を失ひし孤兒、老いて子を失ひ賴る邊なき遺老、老いて妻を失ひし鰥、及び年老いて夫を失ひし寡婦之である。之等のものに對しては、天の惠の最も薄かりしものとして常に扶助が與へられた。不具者すらもそれ〴〵適應せる方法を講じて衣食を保證せられた。之を歷史に見るも、この種のものに對し、帝室より金員を下賜し、又は穀倉を開いて之等のものを扶養せしめたことは一再に止らない。即ち周代に於ては、春夏の二季に國家より時を定めて孤兒を救濟し、漢代に於ては帝自ら孤兒及貧家の子女を、叅共の穀倉より食を供して救濟す可きを命じた。宋代に於ては、國有地を特に捨兒收容の建物のために使用せしめた。一七一一年には清の康熙帝は全國に孤兒院を立てしめた。二年後に設けられた民關病院は今尙上海に存してゐる。一七二四年には廣東に於ては國家の穀倉を開きて分ち與へ、一七三九年には乾隆帝は四、六七六人の貧民に食を施してゐる。同時に捨兒をなしたものに對し、百笞の刑及一年半の流罪に處することにした。一八〇五年には上海に於ては民間で慈善團體が設立された。之即ち今の同仁堂である。

貧民救濟に關する法律は支那に於ては嚴然と存してゐる。がその「嚴然」も、唯單に文字の上の嚴然で、法文の行はれぬことは他の諸法律と軌を一にしてゐる。政府が慈善機關の見る可きものを有たないのは當然のことで、貧民救濟機關の如きも全部民間の設立に係り唯地方官憲だけ之が監督を行ふことによつてのみ接觸を保つのみである。勿論或種の法的團體の如く、官憲の認可の下に立ちその保護を受くるものなきにしもあらずであるが、事實上その經營は純に民間にあり、資金の如きも民間より出づるものである。

二、老人保護

文明社會に於ては父老に對し深甚の敬意を表し、何時にても彼等の救濟に躊躇せぬ。壯年時代に社

會に功ありしものは、年金、勳等、若しくは其の他の名譽を以て酬ひられるものなるが、一方貧窮者なる父老に對しては國立若しくは民間の養老院あり、勞働所あり、乃至はホームの施設がある。かくて社會は個人の社會への貢獻、それは絢爛たる勳功たると將亦地味な日々の忠實なる勞役たるとを論せず、何れも貢獻たる點に於て同一なるを以て何等區別をなす理由を有しない。

支那にては、古來孝養が倫理宗教の中心を占めし關係上、老人は常に家族竝びに國家よりの尊敬を享けたのである。生活の保證なき老人を扶養するは古來最も普遍的なる慣行である。支那に於ては既に述べし如く極端に迄個人の經濟的剩餘が制限され居るを以て、老後は專らに子弟の扶養に俟たざるを得ぬ。從つて老人を扶養するを以て、子弟の負ふ可き神聖なる義務なりとの觀念が深く根を張つてゐるのである。この意味に於て、自己の老父母を扶養するが自然であり、又事實之が最も適當なる扶養をなし得る所以なるも、之をなし得ざる貧家に代つてなす公共機關の必要を生ずる。公共機關にては或は家庭補助の形式をとることあり、或は機關に全然引取り扶養する。家庭補助は老人一人に付月幾何かの家計補助をなすものであり、後者は慈善機關の全責任に歸するものである。

三、老婦及寡婦扶助

婦人の地位は以て一社會一民族の文明度を卜するに足ると稱せられる。文明國に於ては往昔より

婦人に對し加へ來れる諸々の束縛は漸次撤去せられ、今や漸く男女同權の域に向ひつゝある。從つて職業選擇の自由、自活の自由を享受し、妻は財產をも私有し得る自由を有してゐる。が婦人が種々の束縛の奴隸から解放されてから未だ幾何の年月をも經過して居ない。一八四八年迄は紐育に於てさへも妻たる婦人は勝手に財產を所有するの權を否定せられてゐた。更に原始社會に於ては彼女達の體力の不足は男性との競爭に於て常に不利であつた。ベーベルの言つた如く、彼女達は制度の前の奴隸であつた。絕ねざる男性の庇護に賴り、その代りに男性の奴隸たることを要求せられた。結局體力の劣ることは總てに劣る原因ではあつた。この時代の寡婦の地位こそ、實に男性のための道德なるものを如實に示してゐる。寡婦達は全く彼女達の夫と運命を共にす可く强ひられてゐた。そして夫の死と言ふことが彼女と夫との間の結合の系を斷たずして、却つて尙一層束縛の羈がぐる〳〵と堅く彼女の身體に卷きつき身動きもならぬやうにした。彼女は絕ねず彼の女の身の上にさまよう逝いた夫の幻の監視を受けた。

支那に於ては女性の地位の低かつたことも漸く過去の殘骸とならんとし、文明上の汚點が今やぬぐひ去られんとしてゐる。支那の女性が生れつき男性より劣つてゐるとは考へられぬ。頑冥なる傳統の力により彼女達はその自由を拒まれ、その發達を阻まれてゐたに過ぎぬ。次に今迄支那に於て一般に行はれた寡婦觀を探つて見やう。

儒教では三從の說が唱へられてゐる。卽ち、家にあつては父に從ひ、嫁しては夫に從ひ、夫死しては子に從ふと。かくて女性は一體何時自由である時を持ち得やう。死別の場合は男性ならば再婚は許されて居るにも拘らず女性はその自由を奪はれてゐる。儒教では寡婦は一生その操を守る可きことを賞揚した。慈善事業がこの種の寡婦を扶養することは決して理由のないことではないが、しかしこのやうな制度は女性の不平等なる地位に隨伴するもので、斯くの如き謬想と運命を共にするものなることは論を俟たぬ。

しかしながら、男性の利己心のみがこの制度の背影をなすものと思ふは早計に失する。社會生活に於ける女性殊に妻たる婦人の功績に對して、寡婦となつた後半生に於て、彼女達に慰安と幸福を與ふ可きは當然のことである。

老婦を扶養することに就いては老人につき述べたると同じく當然の義務である何處の地に於ても老婦寡婦を扶養する小團體若しくはクラブが存在する。彼等はその活動範圍を自己の團體若しくは社會に限ることもある。更に法人組織のものも存在する。

救濟の目的たるものも之を四種に分つを得る。一は生涯寡婦たるを誓ひしもの、二は原來貧窮なる寡婦、三はその都市若しくは社會の老婦、その四は他鄉の老婦之である。收容の際子供を有する寡婦は、男兒は孤兒院に入れて養育し、女兒はその母と共に養育さるゝのである。支那に於て總て幾何の寡婦が存するかは明らかではないが恐らく頗る多數に上ることであらう。

四、小兒の保護

支那に於て幼兒遺棄の程度を知るにも正確なる統計が存しない。が事實その存在することは確かである。この幼兒遺棄の事實は年々より、處により頗る重大なる社會問題を惹起してゐるやうである。墮胎若しくは捨兒は寧ろ北方支那より南方支那に一般に多く行はるゝ如くに觀察する。こは貧窮竝びに人口過剩の程度の差の然らしむる所であらう。古昔子女殊に女兒は生れし瞬間より家庭の負擔として厄介者視せられ甚しきは之を附近のドブに投げ込む者のありしことを湖北省に於て語り傳へられてゐる。子女を愛するは親たるもの〻自然情理であるが、貧窮は之すらも拒ましめたのである。貧窮者にしてかゝる處置に出でざるものは、子女を孤兒院に送つて養育を託するのである。

何故に女兒が男兒よりも貧窮の影響を受くることの多いかの理由は

一、女兒が勞働者たることを禁止されて居つたこと

二、女兒は出でゝ他家に嫁ぐも男兒は家に留ること

三、祖先崇拜の念はやがて男系を尊ぶに至ること

結局する所女兒が男兒よりも輕視せられたことは爭はれない。

小兒扶養を目的とする公共施設の採る方法には二種あるを見る。一は家族への金錢補助、他は孤兒院に收容する實物補助である。何れの場合に於ても前者が望ましい。何となれば同時に親子の愛情家庭の温か味をも保存し得るからである。

五、病弊の保護

社會に疾病の存するは患者の不注意にも依るは勿論なるも、不衞生なる環境、體力酷使を强要する社會狀態及適當なる療養施設の缺如によることの大なることも疑ふ可らざる事實である。從つて疾病を根絶するが爲めには、社會各員の自重と共に環境の改善等の社會的原因を除去に努むることは、單なる投藥より勝る萬々である。

支那に於ては、公衆保健の社會的責任なることに就いては理解されてはゐるが、衞生の重大なることに關しては未だ理解が充分ではない。と言ふのは、彼等には科學的知識がないからである。保健に對する社會一般の責任について自覺を有することは、貧窮なる病者を療養せしむる爲めの病院、投藥する藥局及死せる場合の公共の出援等の事實によつても知り得る。貧民にとつては、たとひ短期間の罹病と雖も彼等の生死の大問題である。彼等の切りつめた資力では、有效なる醫療を求めることの不可能なることは言を俟たぬ。從つて彼等の唯一の財源たる時間及エネルギーを永久に失ふのである。

少し病氣が長びきでもしやうものならば忽ちにして貧窮に襲はれねばならぬ。

之が救濟のため普通公共施療院、施藥院が存在する。毎日若しくは一定期間之を行ふもの〻診療投藥をなすもの、又は一定期間之を行ふもの〻別はある。

又行路病者を收容する救護所も設けられてゐる。入所は無料ではあるが治癒の責任を負はぬ。そして入所の際右の趣旨の契約をなし置くのである。

傳染病患者に對しては、隔離所の設備がある。例へば南支那に於ける癩病に對するもの〻如きは之である。

支那に於ては、古來白痴及盲者、啞者、聾者等の不具者に對しては殆んど公共施設にて救濟の道を講じてゐないやうである。勿論彼等を收容し、適當の勞役を與へてゐる所も絶無とは言はれぬ。がその數が殆んど數ふるに足らぬ底のものである。こは恐らく、上記の不具者は前世に於て何等の罪業を犯したるにより、現世に於てその罰を受けしものとして世人の同情を失つたが爲めであらうと想像される。しかしかくの如き迷信は一日も早く除去さるることが民族にとりて幸福であること勿論である。

この病弊救濟事業と關連して考察さる可きは、無料埋葬なることである。卽ち貧民に棺及び墓地を提供するのであるが、之は死鬼に對する恐怖からも說明され得るも、又事實かくの如き必要が痛切な

るに依るからでもある。

上述せし所は博愛思想の貧窮者を對象とせる慈善事業の諸形式であるが、次に社會改良なる形式をとりしものを擧げ得る。

支那の傳統竝びに思想に依れば、社會改良は博愛の正當なる一分枝であり、個人の利他的努力を傾注す可き合法なる範疇に屬するものなりとする。かくて、或は無料にて教育を施す設備をなし、或は一般公衆に個人の邸宅を開放するが如き一般社會の人々に審美的文化的享樂を公開するが如く、或は架橋無料渡場の設備を爲すが如きは之に屬する。支那政府のこの方面に對する無策は、夙ひ人民を驅つて各々自ら社會改良の責任を取らしむるに至つたのである。政府政黨は全く之等の諸策の圈外にあり、現在のまゝにてはたとひ、彼等に責任を負はすとも無效であらうと思はれる。この政府の無爲無策に比し、地方官憲は頗る地方民と密接なる接觸を保ち、事實上地方民の父であり且母であると言ふも敢て過言ではない。

無料教育施設　支那に於ては教育部の設置を見るまでは、國民教育體系なるものは全然缺如してゐた。從來十世紀に亘つて進士の試驗が行はれたが、こは人民の教育にあらずして行政官吏の試驗であり、作詩の試驗であつた。眞の教育は全然民間の手に委ねられてゐた。この事實は、學問が政府の坐、北京に於て興隆を見ずして却而南京を中心とする江浙の地方に於て大學者を輩出せし事を以ても知り得る。教育部の置かれて以後政府に於ては公共教育制度を創めたが、しかし何れかと言へば官立の學校よりも民間のそれの方が實績を示してゐる。學問が學校を離れ私塾に移つて了つたと稻葉君山氏も言つてゐる。慈善機關にては貧窮なるものに對して、教育の機會を與へるために努めた。上海の同仁堂にては無料にて學校を開き、廣東にては扶愛堂に於て古より十九の學校を經營して居る。尙この外種々の改良事業を列擧し得るもこゝにて直接の關係なきを以て、省略に付する。

畢竟、上來述べ來りし所にて明なるが如く、支那の慈善事業は先天的民族性に依るに非ずして沿革的歷史的なるを知るのである。それは兎もあれ、支那の社會狀態を考察する上に、慈善機關の研究も必ずや有力なる參考資料を提供するであらうことを信じて疑はぬ。

後編　奉天同善堂

一、同善堂沿革

同善堂に於ては昨年五月四十週年紀念式を盛大に擧行した。卽ち創立以來既に半世紀に達せんとしてゐるのである。その設備の充實も亦故なしと肯かれるであらう。かく四十年の貴き經驗と努力を基礎として今や漸く支那有數の慈善機關となつたのである。今之が沿革の大略を記して見やう。

清朝の光緒七年より時の將軍左忠莊公が社會救濟施設の一端として同志の士を糾合して、牛痘局、惜字局、義學館、棲流所及施粥廠、育嬰堂等六部の機關を順次に設立して行つた。之が卽ち取りも直さず今日の同善堂の芽生であり前身であると同時に東三省に於ける社會施設の濫觴であつた。當時の社會施設の如きも、前記のものによつて知り得るが如く、頗る幼稚の域を脫せず、又財源とても有せず、毎年の經費は官民の寄附は勿論のこと、進んでは積極的に經費の募集さへも行つたのであると言ふ。然るに光緒二十年左忠莊公は日淸戰爭の爲平壤の役にて陣歿せるを以て、桂公雲氏將軍の遺業を繼ぎ、從來の義學館、惜字局、育嬰堂、施粥廠を閉鎖し、代りに男女學校、施醫院、濟良所の四部を新設したが、連年の經費不足に依り極度の財政難に陷り、又復男子學校を閉鎖し、唯僅かに棲流所、

施醫院、濟良所、女學校、牛痘局の五部を以てその存在を維持せざる可らざる仕儀に立至つたのである。之と同時に同善堂なる名稱を附し、同善堂は此處にその實體を鮮明にしたのである。而して毎年の歳出入約二萬三四千前後を以て經營は續けたものゝ、民國五年には既に巨額の負債を生じてゐた。

此の時に當り、幸ひにも王永江氏警務處長の職につき、直ちにこの形勢の大いに憂ふ可きものあるを察し、之が復興を謀り、先づ現堂長王有臺氏を特に招じて同善堂長及び省直轄に係る貧民習藝所長を兼ねしめた。かくて王有臺氏は、以來献身的努力を以て從來の各部を逐一擴張する一方、モルヒネ療養所、貧民收容所、粥糧籌備處を新設する外、省立教養工廠を編入し、同時に孤兒院をも合併した。

尙民國九年以降に於て、病丐療養所、災民收容所、醫學校、醫醫匯刊月報社、教養學校の增設あり。又珠林寺の經營に困難せるを見て之をも合併し、その活動誠に目覺ましきものがあつた。以上合計十七部中、モルヒネ療養所及び災民收容所は臨時的の性質を帶び、必要に應じて開くものなる故之を除き、十五部となつた。唯毎年の歳入出に至つては、貧民習藝所及珠林寺は委託經營なるを以て經濟は獨立し居る故之を除き、爾餘の十三部の毎年度豫算は既に九萬餘になつた。又最近達生(產婆)學校を新設すると共に各部の統一上、第一第二第三第四の四部に大別して事業系統の整理を斷行した。

之を監督機關につき見るも、初めは奉天督軍公署の直轄なりしものが、宣統元年に至つて事業本來の使命の遂行上、之を官營となすは種々の障害を有するに鑑み、全然之を民間の管理に委ね、同時に財團法人の組織に改めたのである。三年を經て又全然官憲の監督を離るゝも不便多きを發見するに至り、改めて行政機關奉天全省警務處の監督を受けることゝなつた。然れども、思ふに、各種機關の多岐に亙るに隨ひ、監督關係も漸く煩雜を增し、公私共に不便多きを以て、寧ろ同種のものを統一してこの關係を出來る限り簡潔にせんとしたのが今回の組織改造である。今同善堂各部の沿革表を示せば次の如くである。

部別	名別	創設年限	創設動機	合併年限	組織改造	變更	閉鎖理由
本部	同善堂	光緒二十二年	清の克唐阿將軍各慈善機關を合同せしを以て同善堂といふ		元督軍署の直轄に屬せしも宣統三年民間に歸し現今は全省警務處の監督を受く		
牛痘局		光緒七年	民間の有志韋緯三氏等の申請して設立せるもの	光緒二十二年併合	元來春秋二季に限りしも臨時注射をもなすことゝす	初め人血を以てワクチンを製したるも、不潔なる故民國八年以後牛血に變更す	現在紅十字病院内に併合す
棲流所		光緒十四年	奉天省の大洪水の爲人民の慘狀救濟の目的にて官民有志設立す	光緒二十二年併入	民國八年二層樓に改築		
施醫院		光緒二十七年	露人の防疫が居民を騷がせしにより設立			民國八年洋醫科一科を加へ且製藥部を設く、現在紅十字病院と稱す	

女子實業學校	光緒三十三年育嬰堂を改設							
濟良所	光緒三十四年有志呂玉書氏等により設立さる							
孤兒院	有志榮綸氏の創設に係る							
收容所	從來省警察廳が臨時に經費を支出して經營し來りしもの	民國五年同善堂受託經營す						
災民收容所	民國九年	直隷山東外五省旱魃による避難民救助のため設立						
病丐療養所	民國十年	市中に貧民の行倒れをなす者多きを以て警察廳の認可を得て設立						
醫學校	民國十一年	醫材の少きを補はん爲め						
醫報社	民國十一年	醫學知識の普及のため						
		民國八年實業女學校に改め製絲靴下毛織物科を設く	現在實業女工廠と稱す					
		宣統元年併入						
		民國五年併入	民國六、七、八年經費を募つて私生子救生所を設く					
		民國九年一月併合	警察廳より小洋三千元を補助し他は同善堂の負擔とす					
								民國十年その大部分は去り殘りは棲流所に收容して閉鎖す

粥糧籌備處	民國八年	各部の需要食糧購入の爲め						
委託經營各部 省立教養工廠	宣統三年創立同善教養工廠となす		民國八年省立教養工廠に改め游民の矯正に專心す					
教養學校	民國十一年	楊守貴なるもの放蕩の息子を自費を出して設立せるもの						
珠林寺	康熙年間	住持超賢なる者共有地を購入して無緣の死體を埋葬せるに初まる	民國十年	管理人同寺の管理權を爭ひ絶えざる故之を同善堂に歸す				
貧民習藝所	光緒三十四年	八關粥の停止されたるに依り本堂の數地を借りて建築す	民國五年本堂の委任經營に歸す	初め警察廳に屬せしも民國六年改めて財政廳に屬す	初め經費不如意なりしも民國六年以後漸次充實す			

上表によつて察知し得るが如く、同善堂は元牛痘局等數箇の慈善機關の合同して成れるものにして爾來或は他の機關を併合し、或は官廳の經營に係る者を移管し、又は新に設立擴張し來つて今日の大をなせるものである。

尙參考の爲前奉天省長王永江氏の撰書せし同善記を轉載して見よう。

同善堂始於清光緒壬午成於戊申至民國初年已敗壞、至於不可撐持丙辰於余承乏警務處長考及同善堂

一部分凡施醫院牛痘局濟良所女學校貧民棲流所孤兒院貧民習藝所歲出入經費僅三四萬圓只以弊實蓄生債臺遂積非毅然改組將立見頹廢乃遍訪同人得海城王有臺者委爲堂長果能勞任怨舉凡濫員弊政剔除一空開源節流擘畫經營六年以來廢者舉緒者盈由是刀謀擴充凡臨時嗎啡療養所臨時粥糧籌備處臨時災民收容所貧民收容所教養學校病丐療養所中西醫學校相繼添設計十四部而珠林寺亦歸併管理部分益繁經費益充以視昔之不可撐持而日就頹廢者漸蘇漸起而漸健壯爲改在人不誠然乎、至此而睨其肥美、欲奪之而染指以營者感不免焉痔而棄置肥而擇食天下事之敗壞於此等人手者不知凡幾夫人卽至不肖不肖不能爲社會謀公益而於他人所苦心經營之公益亦應同心維持之而勿使敗壞一同善堂也自有清至民國幾經艱昔始有今日自今以後者同以公益心保護之使此一部分之慈善事業日謀發展益吾奉省社會光是吾之所深望也夫

民國壬戌孟冬　王永江撰併書

二、同善堂の組織及び監督關係

同善堂はその組織を本部及び各部に分つことは前表の如くであるが、今之等の組織を更に少しく詳細に表示すれば次の如くである。

一、本　部

本部には省長の委任に依り堂長一名所屬各部を總覽してゐる。監理一名は本堂に關する一切の立法事務の監督をなすものにして、省議會の選任を經て省長の任命を受くるものである。

其の監督の下に第一科第二科第三科を分設し、各科長一名を置く、而して該科長は警務處長の任命に係るものである。第一科は更に庶務係、工事係、租賦係の三係に細別され、第二科は受付係、記錄係、文書係に、又第三科は出納係、簿記係、統計係の三に夫々分たれてゐる。各科には科員各六名宛外に祕書一名、調査員一名勸捐員募捐員若干名を設けてゐる。尚從來の粥糧籌備處は本部に於て之を經營し居るもの〻如くである。

二、各　部

各部はその機關の多數に上る關係上之が性質の略ぼ等しき者を一括して統制に便にせるものにして之を表示せば次の如くである。

第一部　貧　民　部

棲　流　所

病丐療養所

珠　林　寺

第二部　孤　苦　部

濟　良　所

孤兒院
實業女工廠
第三部　醫務部
紅十字病院(元施醫院)
牛痘局、産科院はこの内に包含さる。
醫學校、醫學匯刊月報社この内にあり。
達生(産婆)學校
第四部　工藝部
教養工廠
貧民習藝所
教養學校

かくの如く機關の多岐に亘るに從ひ、之が監督官廳關係も亦煩雜を極むるに至るは當然であらう卽ち行政關係方面は財政廳警察廳及び奉天全省警務處に、その立法關係方面は奉天省議會の監督下に立つてゐる。今之を簡單に表示すれば次の如くである。

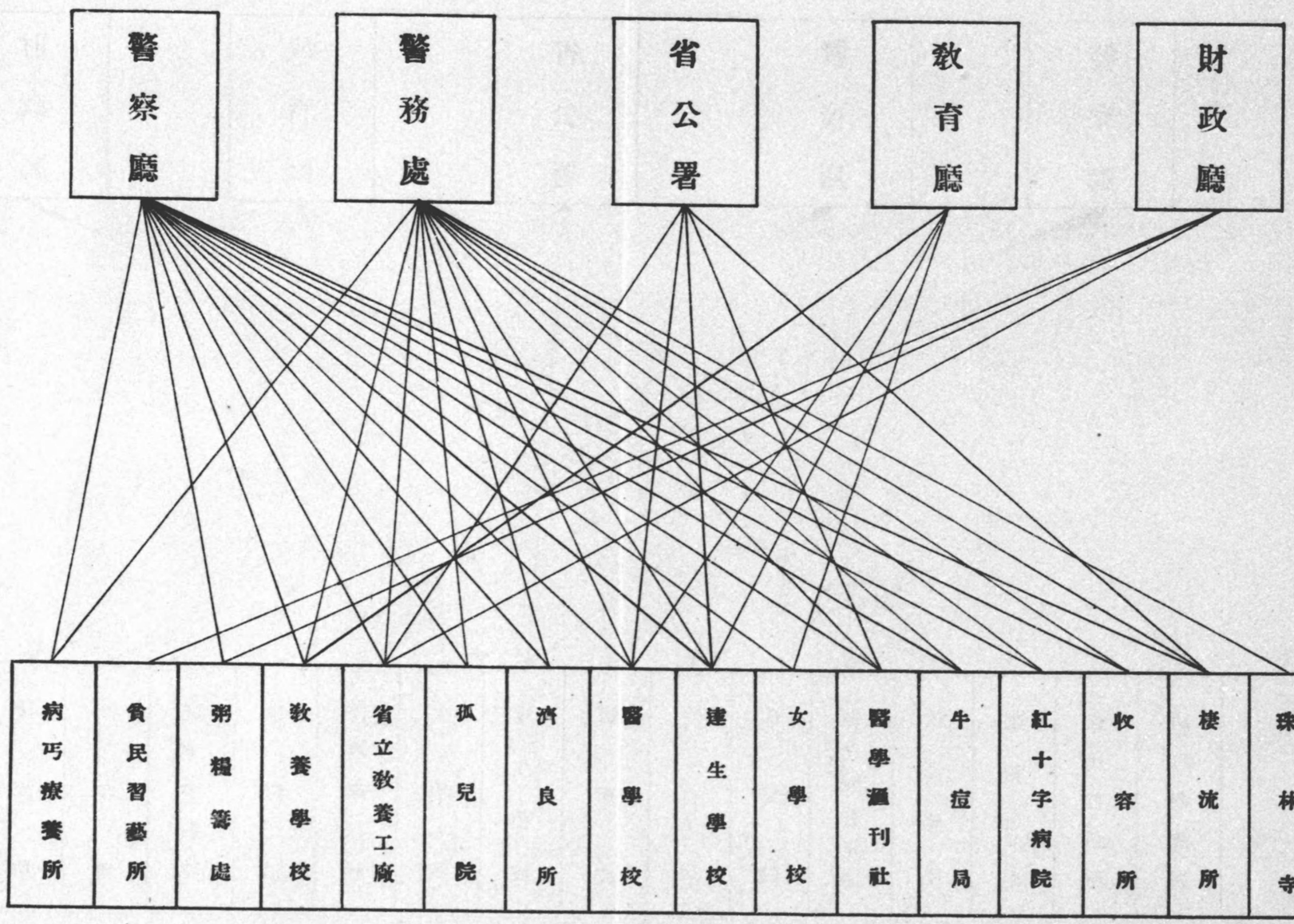
警察廳
警務處
省公署
教育廳
財政廳
病丐療養所
貧民習藝所
粥糧籌處
教養學校
省立教養工廠
孤兒院
濟良所
醫學校
建生學校
女學校
醫學滙刊社
牛痘局
紅十字病院
收容所
棲流所
珠林寺

三、財政狀態

創立當時僅少なる官憲の補助と篤志家の寄附金を唯一の財源としてゐたので、經營頗る困難を感じたことは既に述べた所である。が後組織を改めて財團法人の組織となし、民間の管理に移すと共に公有財産の分讓により財政も稍々豐富を告げ、一方事業そのものよりも多少とも利益を擧ぐるに至つて財政益々潤澤に趣き、基本財産長足の歩度を以て增加し、今や益々發展を加へつゝある。歲出入の如きも年々膨脹の一路を辿り、基本財産の利殖少からず。又地方寄附金の收入もあり、之等を事業そのものゝ利益と合算するとき、社會事業とは言へ全く、好成績なる生產事業と言ふ可きであらう。

今民國六年以降十一年に至る六箇年間の收支對照表を示せば次の如くである。

年度	收入	支出	差引
六年度	三八、九九三・九七三元	三三、四七二・五六〇元	五、五二一・四一三
七年度	四四、四七四・一六七	三六、四〇九・五二三	八、〇六四・六四四
八年度	五二、三三一・六五五	四三、四六四・〇四一	八、八六七・六一四
九年度	五二、〇一六・八七五	五三、〇四四・三七五	△一、四八七・五〇〇元
十年度	五五、〇〇五・六六六	五五、七五三・五六五	△七四七・八九九
十一年度	七五、一五〇・一一六	九一、七八八・六〇五	△一六、六三八・四八九

次に右の中九、十、十一年の三箇年間に於ける收入内譯を示せば左の如くである。

名稱	基本財産	九年度	十年度	十一年度	合計	備考
預金利息	銀二七、六六三、七二〇	三、六四六、四一七	三、七三六、三五九	四、八七四、八二五	一二、二九七、六〇一	月利八厘
同上	銀一二、八〇〇、〇〇〇	一、二六七、二〇〇	一、二六一、六〇〇	一、二一四、五九二	三、五六三、三九二	月利五厘
同上	銀四、〇〇〇、〇〇〇	三一九、六〇〇	三三二、〇〇〇	四二三、六〇八	一、〇七五、二〇八	年利六厘
同上	小洋九年十年十一年六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、五七二、四四一	一、一五六、〇〇〇	一、一二五、七一七	三、九八八、一五八	
預金利子上	小洋五、〇〇〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇	
四平街商舖	一所 一三間	六七五、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	七二五、〇〇〇	一、八五〇、〇〇〇	
省公署通商舖	一所 三一間	四四五、〇〇〇	六六六、六六七	七二二、四九九	一、八三四、一六六	
小西門商舖	一所 一五間	八五八、三三三	八七五、八三三	八九八、三三三	二、六三二、四九九	
小西關商舖	一所 三六間	九三三、三三四	九八〇、八三四	一、〇八八、三三三	三、〇〇一、五〇一	
小東邊門商舖	一所 二四間	四一六、六六七	四五四、九九九	四九五、〇〇〇	一、三六九、六六六	
于石橋通住宅	一所 二一間	四五〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	一、二三五、〇〇〇	
電報局通住宅	一所 一四間	二〇〇、〇〇一	二〇〇、〇〇一	一九一、六六七	五九一、六六九	
倩王祠房	一所 二〇間	五〇〇、〇〇〇	三三三、三三四	六六六、六六八	一、五〇〇、〇〇二	
雙忠祠房	一所 一五間	六六五、〇〇〇	六六五、〇〇〇	六六五、〇〇〇	一、九九五、〇〇〇	
三賢祠房	一所 一五間	八〇〇、〇〇四	八〇〇、〇〇四	八〇〇、〇〇四	二、一五〇、〇一二	
赤十字社建物	二所 八九間	二、六五〇、九四二	二、七八三、九五九	二、七四二、三二五	七、一七七、三三六	

大西關商舖	一所 八間	二〇八、三三四	二五八、三三四	三〇九、一六七	七七五、八二五	
同上	一所 六間	二二五、〇〇〇	二四四、四五〇	二六三、八七五	七二三、三三五	
同上	一所 八間	一七四、九九九	二一一、六六六	二六九、九九九	六六六、六六四	
于石橋通商舖	一所 一二間	二三七、五〇〇	二五一、〇〇〇	四〇六、二五〇	八九三、七五〇	
同上	一所 一一間	三五〇、〇〇一	三六六、六六七	三八三、三三三	一、一〇〇、〇〇一	
大北門裡商舖	一所 一八間	三四一、六六七	三六六、六六七	三九、九四、一六七	一、一〇一、五〇一	
大南門裡商舖	一所 一七間	六五〇、〇〇二	五九五、八三六	六一九、一六〇	一、八七四、九九八	
同上	一所 七間	一四五、〇〇〇	四九一、二五一	五一〇、〇〇二	一、五〇〇、〇〇二	
瓜行平屋	二所 一二間	二四九、一六七	二五一、六六七	二六五、〇〇三	七六五、八三七	
衆志堂建物	一所 二六間	一、七〇八、三三四	九一六、六六七	九一六、六六七	三、五四一、六六八	
本堂西院家屋	一所 五間	四六、二九二	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三六七、二四六	
九門外岐館家屋	平屋板葺 一〇六間	一、〇六〇、〇〇六	五、〇九三、一四〇	九、一四六、六三六	一四、一三九、七七五	
九門外新增築岐館	平屋板葺 五間	二、三六四、三三四	二、四四〇、八三五	三、〇一七、五〇一	七、八二一、六七〇	
九門外數地料	七八間	一、七四四、九九九	一、一〇九、七七五	二、五〇六、六五	三、六一六、四四〇	
九門外井戸		二三五、〇〇〇	二四四、四五〇	二六九、九九九	九九九、九九八	
小東關商舖	一所 一七間	二九七、九一六	三六九、四九九	四一三、六六七	一、〇八一、〇八二	
大北關順城街住宅	一所 一〇一間	一、五〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、一三三、三三四	四、三三三、三三四	
宜春里岐館家屋	平屋 一二六間	一、五〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、八六八、八四〇	五、八六八、八四〇	
宜春里井戸	一所	—	—	—	一七六、六六七	
玉皇閣住宅	三一間	—	—	—	四八二、〇八五	

南北屠殺場湯鍋房		二四	—	—	一六・三三三	一六・三三三
小東關街北住宅	一所	二四	—	—	二二四・四一七	二二四・四一七
東豐縣地	四段	三〇方	一六、二二一・一一七	一〇、五五二・六一六	一一、六五六・〇〇〇	三八、四二九・七三三
孤家子土地	一段	七畝	三三・三三三	三三・三三三	一一七・三三三	一八三・九九九
蘭軍屯土地	一段	一三畝七八	一六六・六六七	一六六、六六七	一八七・五〇〇	五二〇・八三四
遼中縣土地		一二〇	—	二九・一六七	六六・六六七	九五・八三四
本堂西院園地	一段	—	—	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
大西邊門外遊廓	一段	七六九九畝	一九一・六六六	一九一・六六六	一九一・六六六	五七四・九九八
孤家子遊廓	三段	七五	九六六・六六六	一、二〇八・三三三	四一・六六七	二、二一六・六六六
興京龍岡土地	六段	一〇方	—	—	一、二〇七・七二二	一、二〇七・七二二
城壁內外家賃		—	六、二〇二・〇八五	五、六四〇・八三三	六、一二三・一五八	一七、九六六・〇七六
濟良所收入		—	一、六三三・四三二	一、八三三・一三二	一、六二三・二〇一	五、〇八九・七六五
孤兒院收入		—	五七〇・〇〇〇	三七五・〇〇〇	一、九六一・六六六	二、五〇六・六六六
特別寄附		—	五二・七六七	一、〇六七・〇八三	二、〇六〇・三五一	三、一八〇・二〇一
災民收容所收入		—	二、六一〇・六五八	—	—	二、六一〇・六五八
病丐療養所收入		—	—	一、三三四・七九二	三、〇二五・五八五	四、三六〇・三七七
中西醫學校授業料		—	—	—	一、一〇四・〇〇〇	一、一〇四・〇〇〇
總計		—	五二、〇一六・八七五	五五、〇〇五・六六六	七五、一五〇・一一六	一八二・一七二・六四九

之を概括して示せば次の如し、（民國十一年度）.

款目	基本財産	收入
利子收入	銀 四四、四六三・七二〇 明	六、四三三・〇二六 元
	小洋 一九、五〇〇・〇〇〇	一、七三九・七一七
家屋收入	一三一九間 三一箇所 井戸二	三七、八七四・八五一
土地收入	八筆 九、九九六・七七〇 畝	一九、六九一・七一三
濟良所他諸收入	—	七、三一四・四五二
特別寄附金	—	二、〇六〇・三五一
總計	—	七五、一一四・一一〇

次に同期間に於ける支出表を示せば左の如くである。

部別	科目	九年度	十年度	十一年度	總計	備考
本	俸給	五、〇三八・〇〇〇 元	五、三六四・〇〇〇 元	五、八四八・〇〇〇 元	一六、二五〇・〇〇〇 元	堂長監理及各科員等
	夫役給料	七五六・〇〇〇	六〇二・六六七	一、二三二・九三四	二、五九一・六〇一	
	文具	二九九・四七五	五六七・一二五	四三三・二二九	一、二九九・八二九	
	通信費	九五・〇四九	八七・〇〇二	一二二・八九二	三〇五・九四三	
	貯藏品	三七七・四七二	二五〇・五九六	五四七・四〇八	一、一七五・四七六	
	消耗品	八四七・一三六	八六九・九〇三	八七六・二〇一	二、五九三・二四〇	

| | | |

	總計	五三、五〇四・三七五	五五、七五三・五六五	九一、七八八・六〇五	二〇〇、四四三・〇六三
校學醫西中	維支出	—	—	二〇・一〇八	二〇・一〇八
	消耗品	—	—	一五七・四四二	一五七・四四二
	文具	—	—	一二五・二七九	一二五・二七九
	夫役給料	—	—	一四九・〇三五	一四九・〇三五
	手當	—	—	七一五・二七〇	七一五・二七〇
所養療丐病	工材費	—	二一八・一八三	—	二一八・一八三
	材料費	—	六一五・一五〇	—	六一五・一五〇
	維支出	—	三九二・七四一	八七六・〇五〇	一、二六八・七九一
	修繕費	—	三一・六二五	一三・一九二	四四・八一七
	食費	—	五〇八・一三三	一三・一九二	五二一・三二五
	消耗品	—	七八・九一六	一、八三二・八四三	一、九一一・七五九
	貯藏品	—	三八・三〇九	三一四・五七六	三五二・八八五
	文具	—	九・三九二	一一・八三三	二一・二二五
	夫役給料	—	四五・〇〇〇	二〇七・一〇〇	二五二・一〇〇
	手當	—	一〇九・八三七	二五〇・〇〇〇	三五九・八三七
	總支出	一二二・五四二	—	—	一二二・五四二

	所容收民貧	所容收民貧	院兒孤
食費	一、九八三・六八八	—	一、九八三・六八八
消耗品	二〇五・五八九	—	二〇五・五八九
貯藏品	六三・〇四一	—	六三・〇四一
文具	一二・四五八	—	一二・四五八
夫役給料	五八・二〇〇	—	五八・二〇〇
手當	一六五・〇〇〇	—	一六五・〇〇〇
所容收民貧	維支出	八・五八三	八七・〇〇〇
	衛生費	一三・〇〇〇	一四・五八三
	食費	一、一四・九六七	二、七三三・一〇〇
	消耗品	五五・一六七	二〇四・八八三
	貯藏品	五五・四九二	五二三・三二〇
	文具	一一・三三三	四・八三三
	夫役給料	二二・九五〇	八七・四九〇
	俸給手當	一八・四〇〇	六四・〇〇〇
院兒孤	維支出	三一九・三五〇	三六一・九四四
	消耗品	一、二〇四・二八九	二、三七九・〇八五
	貯藏品	五〇七・四九五	三〇七・八四六
	文具	一五・二三三	三八・九八八
	夫役給料	九三三・四六六	一、七一五・六八八
	維支出	三一九・三五〇	六一九・三三〇
	消耗品	一、二〇四・二八九	二、八二一・四七〇
	貯藏品	五〇七・四九五	一、二一五・二六〇
	文具	一五・二三三	七二・七五〇
	夫役給料	九三三・四六六	二、一五三・三一八
	總支出	一二二・五四二	四八〇・四七二

同善堂基本財産比較圖

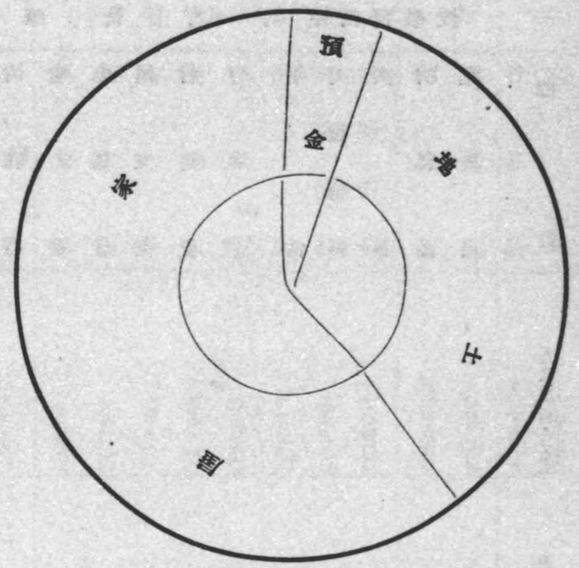

同財源比較圖

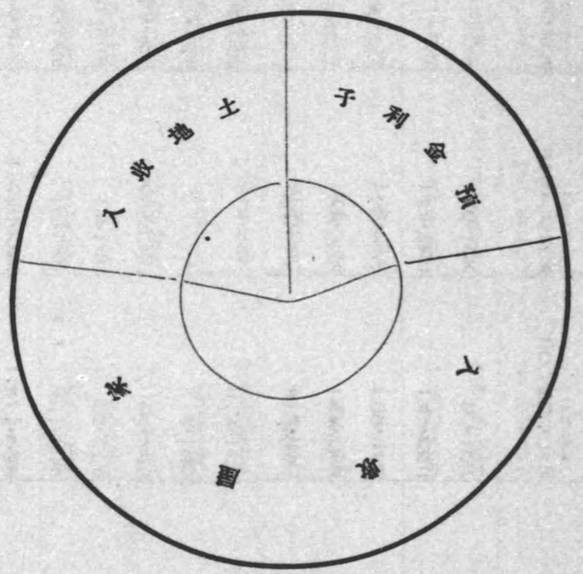

第一部　貧民部

一、棲流所

沿革　本所の沿革を尋ぬるに、光緒十四年奉天省に於ける洪水の爲め人民塗炭の苦に陷りたるを見、官民の義捐金を募集して始めたるに其の端を發した。民國八年に至り改築して二階建となし、寢具を增置すると共に食事浴室等の改善を初め、その他外觀内容の擴充に力を致した。尙老人、癈疾者をして日常坐食に放任する時は動もすれば病の乘ずる所となるを以て之等の者に輕微なる勞役、簡易なる手藝工作例へば薄布を織らしめ、或は壁塗りスサ切りに從事せしめて、之によりて病苦をまぎらす一方之より得る工賃を以て各自間食物を買ふの用に充てしめ、年末に於ける決算の後剩餘あらば更に賞與として分與することゝした。かくて之等の金錢を貯金せしめて歸國の旅費に充てしめ、或は該金額を以て小資本の營業を開始せしめ、自活の道を講ぜしめて居る。この故に本所に收容せる貧民數は累年減少の道を辿りつゝありと言ふ。收容後の死亡者數の如きも民國六年の一六五名に比し、十年に於ては四十名に減少し居るも、こは主として別に設けし病巧療養所に病者を移せしに依るのである。而して昨冬の張郭戰に際しては之を開放して避難民の收容に充てた。當時收容せし數三千に達せりと言ふ。

設備　棲流所の構造を見るに、一棟の二階造の長屋を中央部に於て炊事場及浴室を以て分つて二部となし、内部は階上階下共に窓下に幅六尺餘の板間を造り、その上にアンペラを敷き、下部はオンドルとなせしものにして、この上に貧民各々横列に蒲團を敷きて起臥するのである。而して中央部は通路として土間の儘である。全部收容するときは普通二千人を容れ得ると言ふ。この所は全然男子

のみを收容するものにして、婦人に對しては隣室に一廓を劃して收容して居る。

職制　職員は司事一名、管理一名を設けて出入人員數、食糧品消費數量等を司り、その他の事務は堂長の監督の下に本部各課に於て之を掌る。

收養狀況　本所に收容す可きものは左の各號の一に該當するものに限る。

一、癈疾者に非らざる年齡五十歲以上及び十二歲以下の男女。

二、癈疾者。

卽ち貧窮にして依る可き者なく癈疾にして口に糊する能はざるものを收容扶養するものにして以上の中の一に該當する者は警察より送り來りたるか、各機關より送り來りたるか或は自ら投じ來りたるかを論せず一樣に收容扶養するものとす。而して送り來るや司事之が受附に當り姓氏、年齡、原籍地、職業、親屬等一々記錄の後場所の分配を行ひ、住居せしむる。而して入所の際身體檢查を行ふも、その際身に金錢若しくはその他の所有品を有する時は一先づ本部の會計課に於て之が保管に任じ、出所に臨んで之を返還し與へる。貧民にして十二歲以下の者の優良なる者は之を孤兒院に收容して孤兒たらしめ、二十歲以內の優秀なるを選びて貧民習藝所に入らしめ、以てその材を延ばし、その他のものは簡易なる勞役、手藝に從事せしめてゐる。所內の取締は嚴格にして、若し規則に違反する者あらんが、或は之を敎養工廠に送りて矯正し、或は所內に於て適宜の處罰方法を採る。

宿舍內の生活を見るに十人毎に模範的なる者を選びて組頭となし、毎五組より人格の優れしものを選任して副班長となし、一舍に正班長一名を選びて宿舍內の一切の事を自治せしむ。食物は一日二回各人粥一椀宛とし、炊事事務は各舍に各炊事頭一名を置き一切之に處理せしめるも、水汲、火夫等は貧民を以て之に充てゐる。食事時間以外は貧民をして勞作に從事せしめてゐる。卽ち男子に對してはスヂ及薄布等の仕事、女子に對しては貧民の着用す可き軍服の古きものを修繕せしめてゐる。入浴は每週一回十人宛順次入浴するものにして、入浴前後に於て三週間に一回宛散髮を行はしめて居る。

尙貧民の德性の修養に資せんが爲め、婦人には土曜日、男子には日曜日に講義をなし、又臨時堂長若しくは委員竝びに外部の有志者にして講演をなさんとするときは、之以外の日に於ても行ふことがある。

今民國九年、十年、十一年に亙る三箇年間の當所出入人員を示せば次の如くである。

年度	月別	男女	前月末	新收容	出所數 引取	出所數 逃走	出所數 死亡	當月末人員	合計
九 一	一月	男	一〇二	一三二	二七	九	八	一九〇	二〇一
		女	七	六	二	一	一	一一	
九 二	二月	男	一九〇	三七	一四	一五	六	一九二	二〇五
		女	一一	三	一	一	一	一三	
九 三	一月	男	一九二	一四	三一	一八	三	一五四	一六七
		女	一三	一	一	一	一	一三	

年度	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	合計	年度
九七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九七
九八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九八
九九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九九
一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇
一〇一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇一
一〇二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇二
一〇三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇三
一〇四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇四
一〇五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇五
一〇六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇六
一〇七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇七
一〇八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇八
一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇九
一一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一〇
一一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一一
一一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一二
一一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一三
一一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一四
一一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一五
一一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一六
一一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一七
一一八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一八
一一九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一九
一二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二〇
一二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二一
一二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二二
一二三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二三
一二四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二四
一二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二五
一二六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二六
一二七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二七
一二八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二八
一二九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二九
一三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三〇
一三一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三一
一三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三二
一三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三三
一三四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三四
一三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三五
一三六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三六
一三七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三七
一三八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三八
一三九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三九
一四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四〇
一四一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四一
一四二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四二
一四三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四三
一四四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四四
一四五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四五
一四六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四六
一四七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四七
一四八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四八
一四九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四九
一五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五〇
一五一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五一
一五二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五二
一五三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五三
一五四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五四
一五五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五五
一五六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五六
一五七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五七
一五八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五八
一五九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五九
一六〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六〇
一六一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六一
一六二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六二
一六三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六三
一六四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六四
一六五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六五
一六六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六六
一六七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六七
一六八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六八
一六九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六九
一七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七〇
一七一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七一
一七二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七二
一七三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七三
一七四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七四
一七五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七五
一七六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七六
一七七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七七
一七八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七八
一七九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七九
一八〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八〇
一八一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八一
一八二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八二
一八三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八三
一八四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八四
一八五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八五
一八六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八六
一八七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八七
一八八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八八
一八九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八九
一九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九〇
一九一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九一
一九二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九二
一九三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九三
一九四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九四
一九五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九五
一九六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九六
一九七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九七
一九八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九八
一九九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九九
二〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇〇

年次同著量

年度	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	合計	年度
九七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九七
九八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九八
九九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九九
一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇
一〇一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇一
一〇二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇二
一〇三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇三
一〇四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇四
一〇五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇五
一〇六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇六
一〇七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇七
一〇八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇八
一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇九
一一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一〇
一一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一一
一一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一二
一一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一三
一一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一四
一一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一五
一一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一六
一一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一七
一一八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一八
一一九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一九
一二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二〇
一二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二一
一二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二二
一二三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二三
一二四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二四
一二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二五
一二六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二六
一二七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二七
一二八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二八
一二九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二九
一三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三〇
一三一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三一
一三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三二
一三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三三
一三四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三四
一三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三五
一三六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三六
一三七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三七
一三八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三八
一三九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三九
一四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四〇
一四一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四一
一四二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四二
一四三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四三
一四四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四四
一四五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四五
一四六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四六
一四七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四七
一四八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四八
一四九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四九
一五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五〇
一五一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五一
一五二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五二
一五三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五三
一五四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五四
一五五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五五
一五六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五六
一五七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五七
一五八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五八
一五九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五九
一六〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六〇
一六一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六一
一六二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六二
一六三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六三
一六四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六四
一六五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六五
一六六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六六
一六七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六七
一六八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六八
一六九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六九
一七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七〇
一七一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七一
一七二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七二
一七三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七三
一七四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七四
一七五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七五
一七六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七六
一七七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七七
一七八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七八
一七九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七九
一八〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八〇
一八一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八一
一八二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八二
一八三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八三
一八四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八四
一八五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八五
一八六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八六
一八七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八七
一八八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八八
一八九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八九
一九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九〇
一九一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九一
一九二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九二
一九三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九三
一九四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九四
一九五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九五
一九六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九六
一九七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九七
一九八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九八
一九九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九九
二〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇〇

年度	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	合計	年度
二〇一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇一
二〇二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇二
二〇三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇三
二〇四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇四
二〇五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇五
二〇六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇六
二〇七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇七
二〇八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇八
二〇九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇九
二一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二一〇
二一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二一一
二一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二一二
二一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二一三
二一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二一四
二一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二一五
二一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二一六
二一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二一七
二一八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二一八
二一九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二一九
二二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二二〇
二二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二二一
二二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二二二
二二三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二二三
二二四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二二四
二二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二二五
二二六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二二六
二二七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二二七
二二八	一	一	一	一	一	一	一	一

| 年度 | 十一年度 | | |

ゝするも、尙同善堂よりも一箇年三千三百餘元を支出するものゝ如くである。

收養概況 本所に收養す可き者は、奉天城に居留して疾病に犯され、賴る邊なき貧民なるは勿論なるも、平時にありては各警察署及びその他の機關を經由し來れる者のみを收容するものである。萬一防疫期間の如き非常時に遭遇する時は、警察醫の診斷書を要し、之を有せざる者は一應檢疫の上傳染病を有せざる者に限りて收容をなす。毎年陽歷九月一日を以て正式開所の時期となすも、春秋夏の三季は定員を四十名、冬季は七十名となすより見れば、必ずしもその以前收容せざるものに非るを知るのである。毎日受附に人員は他の諸機關に於けると同じく、姓名、原籍、年齡等を記錄に留めて、後三日間隔離室に收容し、傳染病にあらざる者はその輕重に應じて各病室に配置し、之に對し毎日醫員一名を派して診察せしめてゐる。

而して輕病者は毎日一回自ら診療室へ行き、重病者は醫員毎日數回之を往診する。病者の看護には病者十人毎に各一人の看護人を貧民中より選拔して當らしめ、男病者には男看護人と、女病者には女看護を附する。

食事は春秋冬の三季は毎日二食、夏季は三食とし、粟粥及鹽漬野菜より成り看護人之を各病者に給仕し與へる。

病輕き者は毎日無爲に徒食するは無聊なる故、之に對し紙張、マッチ箱張等の暇仕事に從事せしめ得たる利益は出來高に應じて各人に分配するも、欲せざる者に對しては之を强制はしてゐない。

病全治の後、所を出づるも自ら生計を立て得ざる者は、棲流所又は貧民收容所に收容して扶養をなす。若し不幸にして病に斃るゝ者あらば、堂長及び受持醫員管理員の立會の下に法の如く檢屍し、若し異狀を認めし時は檢察廳に移牒してその檢屍を受け、然る後之を埋葬に附す。

今民國十年四月十一日以降の同所の出入病丐數及び之に用せし食糧薪炭の量を同所の統計によつて摘出すれば次表の如くである。

出入表

年度		各年末累計 全治者	各年末累計 未全治者	新收容 全治者	新收容 未全治者	出所 死亡	出所 棲流所又は收容所へ收容	出所 出所	各年末現在
十年	男	—	—	一一六	二〇五	一四三	七	一一三	五八
	女	—	—	一	四	三	—	二	—
十一年	男	五八	—	九六	一八四	一六六	五四	六四	五四
	女	—	—	四	一三	三	—	一二	二

食糧薪炭表

年度	黍米數	粟數量	炊事用石炭	製藥用石炭	オンドル用キビガラ
十年	一九・二三三石合	一四・二九二石合	一一、一二〇斤	七、七二〇斤	三、九三二東
十一年	四六・四一六	四一・七一五	一二、二一六	三一、二九〇	一一、三三六

附屬施設　貧民收容所

沿革　貧民收容所は、從來警察廳にて毎年經費を募集して自ら經營し來つたのであるが、民國五年に至り之を同善堂の委託經營となしたのである。委託經營なるを以て、その經費も從つて警察廳の支辦に係つた。處が民國九年に至り、更に之を純然たる同善堂の經營の下に編入し、維持費も全く同善堂の負擔する所とした。依つて同善堂に於ては、九門外の建物及鑿井より毎年收入す可き小洋四千餘元を控除して之が經費として充當し、之によりて毎年初冬の候、强壯なる貧民を收容し、本所より衣服、帽子、履物等一揃を供給し、鍬鎬等を持たしめて清潔夫となし、各機關の用に供するのである。或は汚物の掃除、或は雪除け等に從事して得たる工賃及賞與金を以て、翌春收容所の閉鎖の後之を以て生業を立つるの資本となさしめ、若しくは歸省の旅費となさしめてゐる。創設以來着々その效を顯著に示して、九、十、十一の三箇年間にても收容せる貧民の數二千以上に達するとのことである。

職制　堂長統括の下に、文書、庶務會計、統計等の各事務は本部各課に於て處理する所に係り管理一名を以て所內の事務に當らしめてゐる。所內の事務と言ふも當收容所は棲流所の建物と同一であるから、同所と事務と兼ね行ふものである。

收養狀況　本所は毎年陰歷十月一日より開くものにして、翌年三月一日を以て閉鎖することになつてゐる。各機關より送り來れる者、及び自ら投じ來れる者を以て收容するも、老齡なる者幼者若しくは癈疾者は之を棲流所に移すことになつてゐる。而して通常四百人を以て限度とするも、若しこの數以上に上る時には、臨時に義捐金を募集して之が經費とする。

入所に當つて該貧民の姓名、年齡、原籍、職業、係累の有無等記錄の上各舍に配給するのであるが若し該貧民にして身に金錢その他の所持品を有する時は、一時本部に於て之を預り、後日出所の際之を返還し與へる。

貧民中所內所定の規則を守らざるものある時は、直ちに之を省立敎養工廠に（後記）送りて之を矯正するの手段に出で、又天性懶惰なる者にして、懲戒するも改めざる者は、所內に留置して强制的に勞役に服せしめてゐる。

此等の者の外一般貧民の强壯なる者は、以て掃除夫又は雪除夫となし、各機關及び各民家の用に供する。十人を以て一班を編成し、各班長を附して、監視に怠らず、貧民の自由行動に出ずるを禁止してゐる。彼等の工賃は警察署の用に供する時は一人一日一角とし、工事の良否の責は全く警察側に歸せしめ、その他の用に供する時は一人毎日一角半と定めてゐる。その外特に優秀勤勉なる者に對しては奬勵賞を與へることにしてゐる。

かく冬期を勞働に過し、翌春三月一日に至つて當所の閉鎖と共に衣服工賃等の支給を受けて去るの

であるが、尚殘留を望む者に對しては之を許し、勞働に對して月定めにて給料を與へることゝしてゐる。

食事その他の事項は全く前出棲流所と同一なれば、該處の參考を望んで此處に於ては總て省略に附することゝする。

今民國八年冬期以降の同所收養成績を示せば次表の如くである。

年度	前月末現在	新收容人員	出所人員	月末現在人員	
自八年冬期至九年春季	十一月、三十日				
	十二月	一	八八	二〇	八八
	一月	八八	二三五	一〇八	三〇三
	二月	三〇三	八一	一〇	二七六
	三月	二七六	一八	五〇	二四四
	四月	二四四	一	五四	一九〇
	計	一九〇	一	一九〇	一
自九年冬季至十年春季	十一月、十二日	一	三一六	一八	二九八
	十一月、三十日	二九八	一五六	一五四	三〇〇
	一月	三〇〇	一四	一四	三〇〇
	二月	三〇〇	三五	一三五	二〇〇
	三月	二〇〇	二六	六六	一六〇
	四月	一六〇	二五	七〇	一一五
	五月	一一五	五	五〇	七〇
	六月	七〇	二三	九三	一
	計	一	六〇〇	六〇〇	一
	七月				
	八月				
	九月				
	十月				
	十一月	一	六六	八	五八
	十二月	五八	五七	六	一〇九
	一月	一〇九	二三	二二	一一〇
	二月	一一〇	三二	二八	一一四
	三月	一一四	九	一二三	一
	合計	一	一八七	一八七	一

三、奉天珠林寺

沿革　清の康熙の初葉頃、奉天省の旗人、煙泰達、三關輿等の人達が當時白骨死屍等が路傍に雨曝し日曝しの儘放置せられ、夜になると燐光を發して見るに忍びざるを慨し、小東邊門外に四十八畝の地を求めて共同墓地となし、奉天にて死亡せる行路病者を埋葬する所となした。そしてその域内に小舍を建てゝ墓荒しの監視人を置くと共に、墓參する人々の休息所となしたのである。

偶々巡歷の僧超賢なる者、普聖者と號してこの地に足を留めしにより、多くの施主相計りて彼が爲めに寺を建立し、靈房を建てゝ之が住持となしたので、之により納骨の設備も略整つたので、之を呼んで

寄骨寺と言つた。康熙五十年に至り超賢は毎年の共同墓地よりの收入—埋葬料一箇所に付一吊文、靈房は一間に付一箇年三十吊文—を積立て、寺の後方の隙、朱雨家の所有する地面を買ひ取り寺の敷地を擴張した。之がこの寺の土地購入の嚆矢だとのことである。

乾隆三十九年の秋、承德縣の長官が還曆の祝として珠林なる文字の扁額を寄進した。珠林寺なる名稱は之に發したのである。

其の後この寺の管理權につき超賢の弟子等の間に爭を生じ久しきに亙つて訴訟に從事したが、嘉慶十四、五年頃禮部の判決により遂に爭議の當事者雙方とも退けられ、張照燈なる者を住持たらしめ、當寺を官憲の管理下に置いたのである。同十七年、紹興人周萬、明任端、李在城等官憲に近き關係上江浙會館の名義にて讓り受け、江浙旅櫬所とした。之珠林寺が一名江浙會館と稱せられる所以である。

光緒三年紹興人王鴻業なる者、寺改を切り盛りして積弊の一掃に努力してゐたが、民國八年同氏の歿後又復之が管理權につき爭議を惹起せるに依り、任連凱等の四人の寺役連署して省公署に陳情して官憲の管理とせんことを求めた。此處に於て省議會より調査の上、その決議を經て奉天の慈善機關たる同善堂の管理に歸せしむることとなり、唯江蘇浙江等所謂三江人特別優遇の條件を殘して江浙會館の面影を存してゐる。

組織　職員は同善堂長之を選任し、之を警察廳に申請して認可を經るものである。總監視員、監視員、管理員、稽查、司賬、司事、雜務各一名夜廻り夫は頭以下七名である。尙從來よりの珠林寺の經理に當つてゐた周、王、任、錢の四家の中既に絕家せる周家を除き他の三家を寺役に任じてゐる。

沿革の條に於ても述べし如く當寺は元無緣佛の埋葬及び供養を目的としたものである。そしてこの事は今も尙變化がないが、江浙會館となして以後寄櫬卽ち屍棺の一時預りをなすもので、江浙會館である關係上、三江人優待條件を今も尙存してゐる。

今之が優待條件を、一般人に對するそれと比較するに、大要次の如くである。

甲、優待條件

一、江浙人にして本寺に寄櫬せんとする者に對しては最初二十七箇月間は預り料卽ち靈房代を取らない。その後は一般人と同額の料金を徵し若し尙三箇月を過ぎて引取らざる時は之を共同墓地に埋葬す。

二、優待期間は每年五元の供養費を徵す、之以上納むると否とは納者の勝手である。

三、優待のために特に靈房六十間を準備し、江西、浙江、江蘇、安徽の四地方人の用に充てる。

四、優待の取扱を受けんとする者は紹介によるか、或は保證人を立てゝ原籍を證明しなければならぬ。

乙、一般人の寄櫬

一、一般人の寄櫬せんとする者は、先づ紹介により、保證人を具して原籍、住所を申請しなければならぬ。

二、間代は年額にて前納せしめ、一年を過ぐるも引取人なきときは共同墓地に埋葬す。

三、流行病の猖獗する際は之が求めに應じない。

四、此處に寄櫬する者は概ね中流以上の社會に屬するを以て、娼妓等の寄櫬は之を拒絶してゐる。

今同寺の財政狀態を示さんに、大要次の如くである。

收入（大洋）

款目＼項別	總額	年度 九年	年度 十年	年度 十一年	合計
貯金	十九年年末 二四、二六八、〇〇七	十月四日より 二三六、二三一	二、九八六、〇六三	一、四三五、〇九四	三、六八六、九一四
小東邊門外廂舖	二ヶ所 七四圓	一	一、三七九、三五〇	一、二〇二、三三三	二、四八七、五八三
大小東北門裡同胴同	五ヶ所 六六	一	一、三六二、三三三	一、三六二、三三四	二、七二四、六六六
大北門裡同	一ヶ所 二	七〇六三	一、〇〇〇、〇三三	一、〇〇〇、一一一	二、〇〇七、三五六
小北胴同	一ヶ所 二六	一	三六六、七三四	五四、六七七	九〇三、三四一
瀋陽縣胡同住宅	二	一	六六〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
小東胴同	二	一	一	三四六、一七七	三四六、一七七
地地	九二、九六	三、三一一、六五〇	六七、〇〇〇	一	四、〇〇八、六五〇
地	六日半	一	一	六六六、六六七	六六六、六六七

一、支出

款目＼項別	總額	年度 九年	年度 十年	年度 十一年	合計
雜費	一五七、五三三	一八七、五三	一	一	一
通信費	二八七、七三三	一	六四六、七三三	四二、四六八、〇二一	四三、一一五、七五四
修繕費	一	一	五三、三七七	八四六、四六三	八九九、一三五
董事會費	一	一	六六〇、〇四〇	一、〇三三、七七七	一、六九三、八一七
消耗品費	四六、五一七	四六、五一七	五一〇、四〇二	一、四三七、七七七	一、九九四、二五六
貯藏品費	一	一	五七、七六四	三九〇、六八四	四四八、一四八
文具費	一	一	六、四七六	五四、七七四	六〇、一五〇
印刷費	一	一	六六、四五〇	一四、六三四	八〇、一一一
交際費	五四、三三三	五四、三三三	六九、九七六	一一、〇〇一	一三六、三四九
信用費	七一、三三三	七一、三三三	四五、〇〇四	四三六、六六五	五四四、〇〇四
供給金	六一、一一七	六一、一一七	九三、一八五	八、〇六六、八三八	八、二一一、一四〇
備品及佛像	六四、一四一	六四、一四一	六六、〇六六	六、〇〇〇、三三三	六、一三〇、五四〇
職員給	一五七、五三三	一	六四六、七三三	四二、四六八、〇二一	四三、一一五、七五四

一、支出

款目＼項別	總額	年度 九年	年度 十年	年度 十一年	合計
典地房地	四	一八二、三三	一	一	一
質押金	一	一	一	一	一
賃貸價額	一	一	一	一	一
賃貸地畝	四日半	一八二、三三	一	一	一
典地房	一	一	七一四、〇四六	一	七一四、〇四六
質押金	一	一	一	三九、八五〇	三九、八五〇
賃貸價額	一	一	一	一	一
賃貸地畝	一	一	五八、七九二	一	五八、七九二
典地房	四	一	一	四一、三六三	四一、三六三
質押金	一	一	一	一	一
賃貸價額	一	一	一	一	一
賃貸地畝	四	一	一	四一、三六三	四一、三六三
典地房	一	一	一	七一、〇九五	七一、〇九五
質押金	一	一	一	一	一
賃貸價額	一	一	一	一	一
賃貸地畝	一	一	一	七一、〇九五	七一、〇九五
典地房	一	一	一	一	一
質押金	一	一	一	一	一
賃貸價額	一	一	一	一	一
賃貸地畝	一	一	一	一	一

總計	一、八二二、六五八	六、五五七、七六三	一六、四九二、三九三	二四、八七三、八一四

尙同寺に設備せられ居る靈房の成績を示せば次の如くである。

一、靈房數

類別＼數目	靈房間數	每年每間貸貸
西側大並室	八間	七十元
並室	一五〇間	五十元
大靈房	四三間	前列二十元 後列十五元

備考　並室一間內に棺二基を安置するときは更に二十元を納めねばならぬ、三基を安置するときは棺主の認可を經ればならぬ、珠林寺及び他人の任意を許さない。

民國十年及十一年の寄櫬數

民國十年

	貸貸間の櫬數									優待櫬								
	大並室			並室			大靈房		總計	大並室			並室			大靈房		總計
	一基	二基	三基	一基	二基	三基	前列	後列		一基	二基	三基	一基	二基	三基	前列	後列	
原存	二	四	六	四一	一六	—	三五	三〇	一三四	一	—	—	九	三六	四八	三四	四八	一七六
新入	一	—	—	二八	八	—	三九	四	八〇	—	—	—	—	二	六	七	二	一七
移出	一	—	—	一九	六	—	二五	三	五四	—	—	—	二	四	二一	一〇	二八	六五
實在數	二	四	六	五〇	一八	—	四九	三一	一六〇	一	—	—	七	三四	三三	三一	二二	一二八

十一年度

類別＼項目	貸貸間櫬數									優待櫬數								
	大並室			並室			大靈房		總計	大並室			並室			大靈房		總計
	一基	二基	三基	一基	二基	三基	前列	後列		一基	二基	三基	一基	二基	三基	前列	後列	
原存	二	四	六	五〇	一八	—	四九	三一	一六〇	一	—	—	七	三四	三三	三一	二二	一二八
新入	一	—	—	五一	一八	—	四二	一六	一二八	—	—	—	二	四	三	三	一	一三
移出	—	—	—	九	二	—	一〇	八	二九	—	—	—	六	二六	一五	二四	一四	八五
實在數	三	四	六	九二	三四	—	八一	三九	二五九	一	—	—	三	一二	二一	一〇	九	五六

第二部　弧苦部

一、濟良所

沿革　濟良所は淸の光緒二十四年の創設に係り、宣統三年に至りて同善堂の經營に入つた。當時は唯暫定的規定の下に經營しつゝありしものにして、民國八年に及んで之が完成を期し、新に婚姻

（女紅）食事等を增補したのである。又一方、年と共に家屋も狹隘を告ぐるに至つた爲め、遂に女學校を西方に移轉せしめ、之によつて得たる空地を全部取入るゝことゝなつた。因つて、教室、訓誨室、游戲室、宿舍、洗面化粧室、風呂、隔離室、病室、食堂、炊事室等を完全に設備するを得たのである。

同所の收容人員は九年迄は五十餘人に達してゐたが、十一年に及んで激減して十餘名になつてゐる。こは奉天平康里の妓樓が漸く衰運に向つた爲、行政當局にては之が營業を保護する必要上、救濟を求めて來る者に强ひて歸還を命ずることになり、從つて妓女も逃げ出すこと不可能になつた事情に基くのである。

職制　堂長之を統括する外本部各部も亦各々その所屬事務を取る。所內の事務は女管理員一名を任じて專ら之に充て、妓女の敎誨は男女敎員二名を以て之に當らしめてゐる。

概觀　本所は專ら花柳の巷に沈淪する娼妓及貧困に依り暗黑の世界に將に陷らんとし、又は既に陷りし者を救濟して、善風に化せしめ、以て社會風敎を維持するを以てその目的とするものである。從つて收容す可き者は左の如き者に限つて居る。

一、妓女にして酷使虐待を蒙り、又は誘拐監禁せられしものにして、警察當局若しくは各縣公署にて取調べ送付し來れるもの。

二、誘拐せられて後その厄を逃れ來れる娼妓、下女、妾、及び民家の婦女にして行政官廳又は警察

當局經由にて送り來れる者。

三、歸るに家なく賴るに人なき婦女。

四、娼妓となるを厭ひて自ら直接に本所に投じ來れる者。

五、家庭和合せず夫より離緣せられ、又は父より逐はれ、若しくはその他特別の事由により、親族の保證の下に送り來れる者。

以上各項に該當する者と雖も本所は直ちに行政官廳に之が處置を申請し、その指揮を受けて始めて收容するや否やを決するものである。かくて收容するに決せる時は、官廳より送り來れる者のみの姓名、原籍、年齡等を直ちに報告すると共に、每月全收容婦女の出入狀況を報告してゐる。

收容す可き婦女は十二歲以上にして、大抵は二十五歲以下である。滿十二歲に達すれば婚期に達せるものとして、各自の寫眞に姓名、年齡、生地等を記入して之を同善堂の門前に揭げ、以て婚者を求めるのである。然し如何なる者にも申込めば直ちに之を許すのではない。この寫眞を見て娶らんとする者は先づ自己の年齡、生地、職業、財產、係累等をありの儘告げ、監視人に該女の參觀を求める。所謂見合ひとも言ふ可きものである。該女を娶つて妻とする者も、或は妾とせんとする者も、等しくこの手續を取らねばならぬ。さて、見合ひの上、該女が氣に入り該女も承諾の上、初めて監視人立會の上雙方同意の結婚願書二通を作製し、之を提出して許可を受けるのである。ことに於て同善堂に於

ては、出願人の身元、素行等實地調査をなし、その申立と符節を一にするや否やを確め初めて之が許可を與へるのである。何となれば、往々一旦之を娶るや直ちに轉賣虐待をなし、或は之を他人に讓り渡す等の弊端に出づる者あるを以てゞある。かく緣談成立すれば、娶らんとする男子は既往の食費として、大洋四十元を同善堂慈善基金として納付せねばならぬ。前記結婚願書には、各々男女の寫眞を貼附し、男女の分各一通は同善堂に止め、他の各一通は男女間にて取交されるのである。今男女の願婚書及保證書の雛形を參考に供しやう。

結婚願書

領娶　男子　姓名
年　何歳　　月　日　時生
三代曾祖父某々　祖父某々　父某々
原　籍
現住所
職　業

男子の寫眞貼附處

小生

今般奉天濟良所内ノ收養ニ係ル第何號女子一名年齡何歳何省人某々女ノ求婚セルニ應シ執事ヲ經テ既ニ兩者會見協議ヲ遂ケ規則ニ徒ヒコノ段結婚許可相成リ度願上候　追テ結婚後ハ或ハ娼妓トナシ、或ハ轉賣ソノ他不正行爲ニ出ツル等ノ事ナキハ勿論、萬一詐欺ノ行爲アリシ節ハ如何ヤウノ處罰ヲモ相受申候、後日ノ證トシテ願書面ニ捺印及寫眞貼附ヲナシ置キ候ハ實正也

右

民國　何年　何月　何日

奉天濟良所　御中

結婚願書

出嫁女　姓名
年　何歳　　月　日　時生
三代曾祖父某々　祖父某々　父某々
原　籍
住　所

女子寫眞貼附處

私儀

奉天濟良所ニ在リテ求婚致シ候處今般執事ニ申請ナシ、兩者面談ノ合意ノ上規定ノ如ク結婚致シタクコノ段願上候
追テ結婚ノ後ハ分ニ安ンシ生活致ス可ク規定ニ從ヒ寫眞ヲ殘シ置候後日ノ爲メ結婚願書依如件

右

中華民國　年　月　日

奉天濟良所　御中

今般何某儀奉天濟良所所養ノ第何號養女ヲ相讓受ケ妻(又ハ妾)トナスニ就キソノ確實ナルヲ固ク保證仕候勿論虐待、詐欺、轉賣、轉贈等ノ不正行爲アルマシク萬々一有候節ハ小生等甘ンシテ處罰ニ服ス可ク候後日ノ爲右保證書依如件

保證署名　　當事者　何某　何省人　現住所　何警察何分署何番地
保證署名　　同前
保證署名　　同前

中華民國　年　月　日

以上の如く契約書及保證書を提出せるにも拘らず、萬一故無くして虐待することあらば、本所より人を派し事情調査をなし、確證を握るに至つてその女を呼び返し、改めて他家に緣づかせる。此際先に納附せし四十元は還さないのは言ふを俟たぬ。所が女が嫁いで後家庭の規定に從はぬ時は如何と言

ふに、そは蚤く夫たる可き者の責任として本所は全然之に對して責任を持たない。又結婚後實約に違うて、妻とす可きを妾となし、或は下女となし、甚しきは之を轉賣して再び娼妓に身を沈めしむるが如き者あらば之を調査の上司法廳に送りて處罰を受けしめてゐる。

尙娼妓等は往々前借を有するものである。この前借は、送り來る警察廳より支拂はざるは勿論、之を收容する同善堂にても何等の責を負はず、之を娶らんとする男子の負擔に歸するものである。即ち食費四十元の外に尙女が前借を有するならば之をも支拂はねばならぬのであるが、全額を負擔するのでは勿論ない。即ち女が入所後滿一年を經過する時はその半額、滿二年以上のものは全部之を免じてゐる。而してそれ以外の債務は、全額を納めしめ、同善堂より之を警察廳に送達してゐる。之に關して、同善堂より次の如き公文を各縣公署竝びに檢察廳及審檢廳に送つてゐる。即ち

「以後若し濟良所に送り來る婦女にして身に前借を有する時は努めて之を輕減せられたき件」

拜啓　近來各處より當所に送り來る妓女にして、身に前借を負ひ、遂に二百元の多きに及ぶ者あるに至り候、抑々結婚を求むる妓女にとり、こは頗る重きに失し、必すやかくの如き婦女を娶る者無之きに至る可きかと考へられ候、規定には在所年數により減免の條有之候へども、しかも彼等妓女は、久しく束縛されし生活を營み來り、且は憂鬱にして疾病に惱む者多く有之、かくの如きは人道を重んずる慈善事業の趣旨に相反す可きかとも考へられ候まゝ以後送り來る婚期にある婦女にして、若し身に前借を有する者ある節は、努めて輕減せられ窮境を救濟下さるやう御取計ひ願度く、此段御依賴申上候。

各縣署、檢察、審檢廳　御中

轉じて、收容婦女の日常生活を見るに、先づ濟良所は一種の別天地、女護が島である。收容せる婦女は許可なくして單獨にて外出し得ざるは勿論、許可を得るも監視と共に外出し得るのみである。而して所內は通常門を閉ぢて、外部との交通を絶ち、父兄親族と雖も門外の小窓より應接せねばならず又差入れ物等も特殊な差入口より許されるのみである。唯例外として參觀人は、本部より案內の下に所內に入るを許されるも、之とても婦女に對して口をきくことは禁ぜられてゐる。たとひ親子の面會は出來なくとも、又自由に外出は許されなくとも、彼女達には、この所は安らかな月日を過し得る安息所たるには違ひない。

この中に於て、彼女達は每日四時間宛簡單な學課とその餘暇を裁縫に費してゐる。即ち學課は國民小學及び故事新讀本程度のものにして家政國文竝びに習字、算術、手工、唱歌、女大學、料理法等の如き者で、將來妻として、母としての素養を與ふるを目的とし、この外每週一回堂長の訓話を以て、

修身の道を教へてゐる。學課は普通の學校と同じく、夏冬及學年末の休暇を與へてゐる。裁縫は學習以外の時間を以て之を教へ、これに依つて稼ぎ蓄へし金には利子を附し、臨時の用に支給しその餘は出所の際之を給してゐる。

收容の際既に姙娠中なるものを往々之を見受けるとのことである。かゝる時は所内にて出産せしめて後、嬰兒を引取る可き者あらば之に保證書を納れしめて交付し、若し引取人なき時は婦女の出所の際之をして連れ行かしめ、連れ行くを欲せざる時は孤兒院に收容して扶養に任ずる。又病氣に罹りし時は當然病室にて養生せしむるも、若し不幸にして死亡するに至れば地方檢察廳の檢死を受けたる後同善堂より葬送の營みを行つて居る。

現在收容して居る人員は合計二十七名にして、その内譯は次の如くである。

妓女——七、女優——五、婢女——二、誘拐女——三、逃げ來れる婦女——八、

嫁にする目的にて養育されつゝありし少女——二

濟良所は中庭を圍んで管理室、第一宿舍、第二宿舍、教室、遊戲室、養病室、化粧室、食堂とあり。各室とも美麗ではないが清潔である。同所では、この掃除に每日幾人かの當番者をきめて當つてゐるやうである。設備も、オルガン、將棋等あり、可成り整つてゐると言へやう。が所内に——室はとにかく——運動す可き餘地の少いことは缺點であらう。彼女達はその境遇上生氣なく陰鬱な顏を竝べてゐる。一見十四、五歲位の少女が大部分を占めてゐるやうである。之には尙運動不足も原因してゐるであらうのみならず、噂によれば、單に此の處に止らず他の各所に於ても食物は不充分なるやの疑がある。勿論吾々外國人には實地にそれを見せられても直ちにその良否を判斷することは出來ないが。

思ふに人身賣買の公然行はれる支那の現狀に於ては、こうした婦人ホームが切實なる要求に合するであらう。殊に各行政官廳及び警察當局と密接なる連絡を有する點より見てその有效なるは疑を容れない。かくてこの内に暫らく身を寄せ、新に敎養を得て、或は妻となり、或は妾となつて、更生の生活に入るのである。唯慾を言へば收容人員少きに過ぐることである。之は來り投ずる者及び警察當局より送り來るにのみ委してゐるがためであるが、この濟良所の外尙多くの事業を營む同善堂として、この程度に暫らく甘んじねばならぬことは、蓋し經費の都合上止むを得ざるに出でたものであらうと思はれる。尙從來の成績を數字を以て示せば次の如くである

入所人員（自民國九年以降）

	妓女	女藝人	下女	誘拐婦女	養嫁	逃來婦女	合計
九年	二九	三	二	一二	一	二	四八
一〇年	一六	一	一	七	一	一	二五
一一年	九			四		七	二二

一二年		—		—		—		—		—		—	三一
一三年		—		—		—		—		—		—	四六
一四年		—		—		—		—		—		—	三〇
一五年		—		—		—		—		—		—	九

出所人員（自民國九年以降）

	妻となれるもの	妾となれるもの	家族に引取られしもの	警察より呼び返へされしもの	合計
九年度	七	五	—	—	一二
一〇年度	一一	三	—	—	一四
一一年度	三	七	—	—	一〇
一二年度	六	三	—	二	一一
一三年度	八	—	二	二	一二
一四年度	一〇	二	三	四	一九
一五年度	七	一	一	一	一〇

之を收容人員の異動の點より見るに次の如くである、

	自ら來りし者	當局より送り來りしもの	當局に提出せしもの	當局にて判決送付し來りし者	結婚せしもの	死亡せしもの	求婚中のもの
九年	一六	二九	二四	一四	一二	二	二二
一〇年	一一	一一	一六	一六	一四	三	一五
一一年	一一	一一	一二	一一	一二	三	一五

最後に各月別に見たる濟良所收養人員を示せば次の如くである。

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	累計
九年度	二一	二四	二五	三〇	三〇	二九	二九	三二	三二	二七	二九	二四	三三二
一〇年度	二九	二四	二六	二四	二五	二一	二一	二一	二三	二〇	二〇	一九	二七三
一一年度	一九	二二	二三	二〇	二〇	一九	二〇	一九	一七	一五	一八	一七	二二九

二、孤兒院

沿革　孤兒院は民國元年榮編なる人の個人的事業として設置されたのであるが、民國五年に至り該孤兒院が經營し難き立場に立ち到つたので、多くの負債と共に之れを同善堂に移管したものである。こゝに於て之が經費の捻出策として藏春里の貸家を改造して家賃の引上げをなし、又一方寄附金を募集して差し當て、焦眉の急に應じたのである。爾後漸く孤兒院の基礎鞏固を加へ來り、毎年の支出四千五百餘元に達するに至つた。當時未だ私生子を收受す可き方法を規定し居らざりしを以て、乃ち私生子救生室を設備した。從つて收養の孤兒益々多く、内部の設備も亦頗る多種に亘り、之に要す可

き經費も自然膨脹を見た。又十一年よりは別に孀母、乳母及子守婦も之に從つてその數を增加し、同年の支出額を見るに、その數九千餘元に達し、之が捻出の爲めの財源も亦樂觀を許さゞることゝなつた。依つて、先に孤兒院の放棄せし、與京地方にある荒地十方を尋し出し、之より毎年總計千數百元を得ると共に、奉天の商埠地に北市場を創設し、之より地代及家賃として一萬元を得るを以て、この兩者を基金となし、之に加ふるに從來の經常費と合して可成り餘裕を示してゐるやうである。

職員　女管理員一名、孀母一名、教員一名、乳母及子守婦若干名にして、之を以て院內の普通事務を取扱はしめ、その他對外交涉の如きは本部各課に於て之を兼任してゐる。

孤兒　當孤兒院に收容す可き孤兒に關しては、

一、父母、親族皆存せず衣食するに賴る可き方なきもの。

二、父有るも母死し然もその父遊民にして行方知れず、家貧にして生活し得ざる者。

三、母あるも父なく、母にして病に臥し若しくは衣食の糧を求めんがために勞働に從事して、之を扶養すること不可能なる者。

四、私生兒にして暗に當院に送り來るもの。

五、私生兒にして體面上之を養育すること能はず、且又自ら來院して之を託すること能はざる者は、他人を中介とするも可、尙この際他人に報酬として一元を與へてゐる。

前項の(四)、(五)の兩項の孤兒を除くの外、その親族より送り來ると、朋友より送り來ると、將又各行政官廳より送り來るとを問はず、該孤兒の實錄若しくは來歷を通知せねばならぬ。孤兒を送り來れば、當院に於ては實地調査を行ひし上、先づ前條の資格に照し之が收容拒絕の態度を決するので、萬一資格に合せざる時は再び之を送還し、同時に既往の費用等の納付を要求する。但したとひ以上の如き資格に合するも、孤兒にして年齡十二以上に達し、或は不治の疾病に犯され、若しくは瘋癲盲者聾者等の不具者は之が收容を拒絕してゐる。

養育　同善堂の表門を入つて直ぐ應接室があるが、この應接室の東隣に位置を占めてゐるのが孤兒院である。中庭を中央に教室二室、嬰兒宿舍一棟、管理室、玩具室、唱歌室、養病室、運動場、女工廠の設備がある。尙東方の塀側に新舊二箇の救生室がある。之を塀の外部より見るに、煉瓦塀の一部に外方より覆の附せる小孔を發見するであらう。又その隣りに新しき煉瓦を以て小孔を塞ぎし如く見ゆる跡がある。前者は新救生室に通ずるものであり、後者は舊救生室に通ずる私生兒差入口の廢止されたものである。當事者の談によれば舊生室は狹小に過ぐるを以て、新に大なるものを建てたとのことである。成る程新しい方は約三倍位の廣さであり、設備も頗る改善されてゐる。さて、私生兒を當院に託せんとする者は、密かに此處に來り、この差入口より小兒を入れるのである。この差入口には豫め電鈴の裝置があり、管理室、本部及びこの救生室との三箇所に通じてゐるので、小兒を置けば小

兒の體重は自然電鈴を壓するに至り、私生兒の差入れありしを直ちに知らしむるを得るのである。こ
の際通常小兒の姓氏、原籍、生年月日等の記錄を添附するを要するも、前述の如く之を强要せず、記
錄の添附なき者に對し一樣に善の字を與へて之が姓となすと言ふ。孤兒院に送り來りし孤兒は、前條
各號に屬する者を全部一律に受け入れてより一週日の間隔離して疾病の有無を檢査し、然る後之を一
般孤兒の群に入らしめる。

孤兒は一歲より七歲に至るまでは男女とも何等の區別を設けない。而して嬰兒は一人に付乳母一人
を附し、木製の搖籃に載せ、若しくは之を負つゝてゐる。偶々一人の乳母が一人を負ひ、一人を搖籃
に入れゐるを見てその由を質問するに、背の一人は自己の子にして、搖籃にあるは孤兒であるとのこ
とであつた。卽ち乳母達は、彼等自身の子供をも同伴し得るのである。孤兒四五歲に達するを俟つて
幼稚園式の姆母教育に移る。八歲卽ち學齡に達するに及んで男女席を分たしむる規定だそうである
が、八九歲頃まで未だ男女共學の樣に見受けられた。尙孤兒の教育には一大障害がある。何故ならば
孤兒は出入の時期不定なるのみならず賢愚雜多の孤兒を集めるのであるから、學年の編成は到底不可
能と言はねばならぬからである。從つて單級制度の姑息手段に出でざるを得ない。卽ち、甲、乙兩級
に分ち、稍字義を解すと思はるゝ者を甲級に、その餘の者を悉く乙級に編成してゐる。課目は國民小
學に準據し、一日四時間、國文、修身、算術、習字、手工、圖畫、體操、唱歌、遊戲、作文等より成

つてゐるやうである。

かくして十二歲に達するや、成績優秀なる者は更に上級の學校に進ましめ、その餘は全部之を貧民
習藝所に入れて各種技術を習得せしめ、女子は卒業後全部之を女工廠に入らしめて手藝を修めしめて
ゐる。實習によつて得たる金に對しては、之に利子を附し、要用の時に支給する外は之を貯蓄せしめ、
院を去る際悉く之を給與し、男子にして獨立して生活を營まんとする者は之を以てその費に充てしめてゐる。
女子にして結婚せんとする者は之を以てその費に充てしめてゐる。

退院　孤兒十六歲に達するときは、能く自ら生計を營むの能力を有する者として、退院を希望
する者に對しては之を許し、尙引續き院に在るを欲する者も亦その意を認容し、勞役に從事せしめる。
他方女子は十六歲に達せば規定に從つて其の配偶者を求めて結婚せしめ、男子の如く引續き留まるを
許さない。之に關する手續は濟良所に於て逃べし所と同一なればこゝにては之が參考に俟ち重複を避
けやう。

孤兒十六歲に達せざるに先ち、親族より之が引取りを要請し來る時は、孤兒院より之が身元を調査
して確めし上、入院當時よりの諸費用を計算して追徵して之を許す。但し、孤兒七歲以上に達し居る
時は、本人の同意を得可く、之を强迫するを禁じてゐる。十六歲に達し退院の際親族より引取の交涉
あるも通常之を受附けぬこととしてゐる。又未成年(十六歲未滿)の孤兒を貰ひ受け養子にせんとする

ものには之を許してゐる。但し、之が爲めには本院の承認せる保證人三名の連署を以て引取りし後之を奴僕とし、或は妾となし、又は轉賣するが如きことなきを誓ひ、同時に食費として、大洋三十元を同善堂慈善基金に喜捨せねばならぬ。萬一欺きて、之を奴僕となし、若しくは轉賣する等の不正行爲をなせるときは、本院より事實を調査し、即時孤兒を引取ると共に、司法官廳に移牒して相應の處罰法を講ずることになる。以上によつて明らかなるが如く、孤兒院の女子は、正妻とするものには之を與へるも、妾とする者に對しては絶對に之を與へないことになつてゐる。之即ち、濟良所の婦女と異る所にして、その他は濟良所の項に於て、述べし所と全く同樣である。

孤兒にして病む時は之を病室に移して醫療手當を加へるも、不幸にして死亡するに至る時は、通例の場合堂長醫士立合の下に檢屍をなし埋葬に附するも、何等か異狀を發する時は、司法官廳に通知してその檢屍を經なければならぬ。

元來孤兒院は、貧民の生活不能なる者の子女を養育するが目的にして、直接又は人を介して來院の上委託するを通則とし、從つて私生子、救生所の如き設備を缺いてゐた。しかしながら元來が社會の暗黑面に發生する事であるから、之に對しても相當の考慮が拂はれねばならぬ。私生子救生所の設備されたのもこれに基くのであらう。聞く所によるに現在にてはこの方が主となりたるやの感ありとさもある可きことである。

今民國九年以降各月別に見たる該孤兒院收養人員を示せば次の如くである。

年度	月別	姓別	人員	計
九年	一月	女	一〇	一五
		男	五	
	二月	女	一〇	一四
		男	四	
	三月	女	一一	一五
		男	五	
	四月	女	一一	一四
		男	四	
	五月	女	一一	一五
		男	四	
	六月	女	一二	一七
		男	五	
	七月	女	九	一六
		男	七	
	八月	女	一一	一七
		男	六	
	九月	女	一五	二二
		男	七	
	一〇月	女	一五	二一
		男	六	
十年	一月	女	一五	二六
		男	一一	
	二月	女	一五	二六
		男	一一	
	三月	女	一八	三〇
		男	一二	
	四月	女	一四	三六
		男	一二	
	五月	女	一三	三八
		男	一五	
	六月	女	一五	四一
		男	一六	
	七月	女	一六	四三
		男	一七	
計			一五五	二一三
		女	六八	
		男	八〇	二八
		女	八	
		男	二〇	二八

次に同年度に於ける收養孤兒の異動及內譯人員を表示せんに次表に示すが如くである。

度		八月	九月	一〇月	一一月	一二月	累計	十一月	十二月	十三月	十四月
一年度	男	一八	二〇	二〇	二一	二四	一九八	二三	二三	二一	二三
	女	二七	二五	二七	二六	二七	二七七	二八	二〇	一七	二二
	計	四五	四五	四七	四七	五一	四七五	五一	四三	三八	四五
一年度	男	五五	六一	七一	八一	九一	累計	一〇一	一一一	一二一	
	女	二四	二七	二四	二一	二三		二三	二三	二六	
	計	五〇	五六	四九	四六	四六		四六	四四	四六	

現在入所數幼兒二十三名小兒十三名合計三十九名、女工廠は實業女學校の部につき參考せられたし。

	九年度	一〇年度	一一年度
收養總員	男 三〇	男 四六	男 五〇
	女 二九	女 四二	女 三一
引取られし者	男 三	男 六	男 一
	女 六	女 六	女 一
乳孤兒	男 一	男 一	男 七
	女 一九	女 六	女 一二
初學孤兒	男 九	男 二五	男 二〇
	女 六	女 五	女 一七
工藝見習中のもの	男 一六	男 一七	男 一八
	女 三	女 四	女 四
上級の學校にて學習中のもの	男 —	男 —	男 —
	女 —	女 —	女 —
退院せるもの	男 —	男 —	男 二
	女 —	女 —	女 一
病死せるもの	男 一	男 一	男 一
	女 二	女 六	女 四

三、實業女學校

沿革 光緒七年左公冠廷の牛痘局を設くると共に義學館、育嬰堂を設立せしことは既に述べた

る所なるが、光緒三十二年に至りて之を廢し、男女小學校に組織を改めたるも經費の都合上之を更に女學校となし。民國五年に至り孤兒院を併合せしに依り更に經費を割かるゝに及び、この種の學校は純然たる慈善金を以て經營するは妥當ならずとし、遂に三度び組織を改めて實業女學校とし、專ら、貧困なる者の女子を養成して、生計を立つる能力を與へるを以て目的とした。

改織の初め繰絲、花邊毛巾の三科を設け每日學課實習共に半分宛課し居たりしが、九年に至り改めて晝間は專ら實習をなし、夜間は書簡、珠算等を教授することゝし、手藝課目もミシン、毛巾靴下等の三科となし今日に及んでゐる。

職員　校長以下女監理員兼技師一名、女教員一名、工藝員一名、技師二名、事務員一名、男女夫役三名である。

組織　本校は貧民の女子に普通教育を授くると共に傍ら手藝を習得せしむるを目的とすることは既に一言せる所なるが、今その組織を見るに甲、乙、丙三級に分ち各々五十名を以て定員としてゐる。而して收容す可き女生は、

一、甲級は十三歳以上十六歳以下の者にして、國民小學卒業者又は之と同等の學力を有する者。

二、乙級は十一歳以上十三歳以下の者にして稍文字に通じ或は知識少しく優れしもの。

三、丙級は八歳以上十一歳以下の者にして、その知識の有無程度の高下を問はず等しく收容す。

教課は、學課卽ち、修身、國文、（習字）家政（料理を含む）、圖畫、唱歌、尺牘、算術（珠算を含む）及び三種の手藝科目卽ち、編物、臨時手工及レースより成つて居る。而して、甲級及び乙級は學課及び手藝を交互に習ふも、丙級は專ら學課を教授せらるゝことになつてゐる。現在の所甲、乙、丙三級を順次に修業して三箇年を以て卒業の規定である。

入學せんと欲する者は、上述の資格に照して許可するものにして、この際保證金として一人每期大洋二元を納付せしめる。之中途退學を防ぎこの施設の効果を徹せしむる爲にして、卒業の際に之を返還してゐる。從つて癈疾、死亡者を除き故なく退學する者に對しては之が返還を行はない。

以上は普通の女學校としての課程なるも、本校の特色は之に附屬せる實業女工廠にあるのである。卽ち現在裁縫、毛織物、靴下製造の三科よりなり、各科共に一箇年卒業の規定にして、人員の如何に拘らず機器室を以て之に充當してゐる。

面白きは、手藝によつて得たる利益の分配方法にして、各科の手藝材料は勿論同善堂より支給するも、その利益は三割を各生徒の作品の多寡に按分して賞與し二割は技師の慰勞金に、二割を以て基本金となし、殘餘の三割は之を更に十分して校內の職員夫役十名に分與す。

經費　各種の工藝用機械及備品購入の爲同善堂より千五百元支出し、尙每年の各種の經常費は之亦同善堂の豫算中より支出すること勿論である。

同善堂報告書所載の統計表より見るに、同校收容生徒數は次の如くである。

	科目	九年	十年	十一年
舊時	繰糸科	四〇	二四	—
	花邊科	二七	一三	—
	帶科	一二	—	—
現時	洋襪科（靴下）	三四	九	七
	毛巾科（毛織物）	—	七	六
	縫級科（裁縫）	—	—	二〇
	學科	—	一八	一〇一

又同校卒業生數を檢するに次の如くである。

	九	十	十一		九	十	十一
絲科	一二	—	—	縫級科	—	一二	一四
襪科	七	二	六	毛巾科	—	一三	九
花邊科	六	—	—	學科	—	—	二六

而して各年度に於ける實習製品價格を見んに次表に示せるが如くである。

	九	十	十一
縫級科	—	九六・二七元	三三八・三一元
毛巾科	二三〇搭	二八六搭	一、二四七搭
洋襪科	一四〇搭	二九九搭	九八三搭
合計	三七〇搭	九六・二七元	三三八・三一元
		四八五搭	二、二三〇搭

第三部　醫務部

一、施醫院

沿革　施醫院は光緒二十七年の創辦に係るものにして、之が經常費としては、城内の官有地に建てし市街家屋の家賃より毎軒小洋二角五分宛を控除し、之を以て充當することゝした。

本院は性質慈善事業なるを以て、專ら無力なる貧民の病める者を醫療するものにして、從つて診察料、藥劑費、處方箋等の費用は全部之を免除してゐる。然れども創設の當初にありては經濟上の餘力に限あるを以て、毎日受理す可き患者の數を二百名に制限した。民國八年に及んで少しく之を擴張して多き時は三四百人に達することあり。而して從來の施設は唯内科治療即ち、如何なる疾病をも漢法

により、內科的に治療をなし來りしも、外科治療をも開始することゝなり、洋醫一科を新設し之に充てた。(但し現在この洋醫科の方は治療を行つてゐない。)治療成績を見るに、九年度に於ては僅かに三千五百餘名なりしものが十一年度に於ては十二萬八千五百餘名と云ふ異常の激增を示した。かく成績良好なるに鑑み、更に醫長及び漢法洋醫兩科に各相當の署員の增員をなし、その缺を除き、又經費の都合により院內に製藥部を新設し、一切の藥劑の自給を策し、以て至廉なる藥劑を得、之により治療患者數を增加し得たのである。

職員　堂長の全體事務を統括する外、醫長一名正副醫員十名(現在九名)を以て診察に充て、司事僱員各一名を置きて醫務及藥品事務等を處理せしめ、藥劑師二名は專ら製藥、調劑、投藥等の事項に當り以上の外の事項は全部本部各課內に於て之を兼任してゐる。而して、既述の如く、漢醫は主として內科を、洋醫は主として外科症を治療する。醫員の多くは奉天醫學會出身にして、その他奉天高等警察學校、警務學校、警官補習學校卒業生あり、從來開業醫若しくは軍醫、警察醫たりしものである。

診療　診察所は待合室、診察室、藥局の三室より成つて居る。こは勿論漢醫科のことにして、洋醫は現在設備中に屬してゐる。

診察は男女日を分ちて行ひ、卽ち男子は月水金曜日、女子は火木土とし、日曜日は行はない。每日午前九時より、午後一時迄、五百人を以て限度とし、患者は貧民に限り富者の診察は之を謝絕してゐる。

診療は頗る簡單なるものにして待合室にて先後順次に列をなして待つ。而して鈴の合圖と共に十人宛呼び出して、各醫員に就き症狀を告げ、主として脈を見るが如き簡單なる診察をなし、病狀重き者は丸藥の處方箋を病狀輕きものは水藥の處方箋を與へる。處方箋を受けしものは之を携へて受附に來り、左の如き處方箋の一半を殘し、他の一半を以て藥局に赴き藥を受取ることになつてゐる。

同善處方箋控			
牌號	病名	用藥	
姓名			
年齡			

民國　年　月　日醫員

第　號

奉天同善堂處方箋

牌號	姓名	年齢
病名		
用藥		

民國　年　月　日　再診際原方箋持參醫員

然らば既往の診療成績如何と言ふに大體次の表によつて窺知し得るであらう。

年度	四季別	內外症	患者別 男	患者別 女	患者別 小兒	藥劑別 水藥	藥劑別 丸藥	藥劑別 散藥
九年	春	內症	二、九三五	六、六七八	二〇三	三、一四七	八、五八〇	二、〇九四
		外症	八九〇	二、七二四	二九七			
	夏	內症	二、六〇二	七、四六九	五六〇	四、三六五	九、一八四	一、一八三
		外症	八〇六	三、〇九八	二〇二			
	秋	內症	一、九〇四	四、三六二	四九四	二、六八三	六、〇九四	四八〇
		外症	四八七	一、七四八	二六二			
十年度	冬	內症	一、六八九	二、三四〇	六五	一、七四五	二、九四八	七二七
		外症	五四八	五一一	二四一			
	合計	內症	九、一三〇	二〇、八四九	一、三二二	一一、九四〇	二六、八〇六	四、四八四
		外症	二、七三一	八、〇八一	一、〇〇二			
十一年度	春	內症	三、二六三	七、七七八	六七四	五、二三一	五、八二二	三、二八一
		外症	六四八	一、六一八	一七三			
	夏	內症	二、九六一	八、九五七	六九三	四、一六二	六、七四四	四、一七三
		外症	五五三	一、八〇七	一〇九			
	秋	內症	二、一三九	六、七一九	六、八九〇	三、一九七	四、三五〇	二、一八八
		外症	三八六	一、六八六	一八七			
	冬	內症	一、七六九	二、二〇四	三五二	二、一六七	二、一三五	一、三六四
		外症	四八九	七三四	一一一			
	合計	內症	一〇、一三二	二五、六五八	八、六〇九	一四、七五七	一九、〇五一	一一、〇〇六
		外症	二、〇七六	五、八四五	五八〇			
	春	內症	四、四九二	八、四二二	七二三	五、一七四	八、一一三	四、一四五
		外症	一、一三四	二、四二一	二四〇			
	夏	內症	二、四七三	七、三一九	五四三	四、三五一	六、二〇三	三、八九二
		外症	六二一	三、一八九	三〇一			
	秋	內症	二、二三三	四、四一七	五〇七	二、八三六	四、〇〇四	二、三〇一
		外症	五四三	一、一八四	二三九			
	冬	內症	二、三四四	一、九四〇	五四六	一、七六四	二、八五二	一、六五四
		外症	五二一	五四四	一九六			
	合計	內症	一一、五四二	二二、〇九八	二、三一九	一四、一二五	二一、一七二	一一、九九二
		外症	二、八一九	七、三三八	九七六			

入院せんとするものには養病室の設備あり。一等二等三等の各等に分つてゐる。

附屬施設

甲、牛痘局

牛痘局は同善堂設立の草分けにして、事實上同善堂は牛痘局にその源を發すとも言ひ得る。同時に設立せられたる惜字局、義學館等今日無く、次いで古き棲流所にても牛痘局に後るゝ七年である。

牛痘局は初め專ら、幼兒をして痘瘡の流毒より免れしめんが爲め種痘を施すを以てその目的として、光緒七年韋樟三氏之を主唱し、官民を勸說して設立せるものである。當初人身を以てワクチンを培養し、之を注射したのである。

光緒二十七年同善堂の各種の散在せる慈善機關を統合して設立さるゝに及び、併合されてその一部に入つた。民國八年從來の經驗に徵し經費を參酌して春秋二期に通常種痘期を分ち流行病の發生せる時には臨時考慮の上注射を行ふことに規定を改正した。近來省城の人多く花柳病に犯さるゝものあるにより、人身を以てワクチンを培養することの危險なるを慮り、牛血を以て之が製造に充てるに決した。尙今後省城の一定地に止まらず、廣く諸地方に巡回種痘せんとする計畫がある由を聞く。

職制　職員は司事、司書各一名、醫士四名にして醫士は施醫院の醫士の兼務に係る。總體事務は勿論堂長の總括及本部各課の手を經由するは前述せし所である。而して兼務員は別に俸給を支給せざるも每年末に特別手當を給してゐる。

種痘手續　種痘時期は通常及臨時の二種及び春秋二期に分つことは既に述べし所である。而して施行期日は豫め公告して知らしめる。

種痘手續を見るに、施行期間中每日自午前七時至午後六時の間に、種痘を受けんとする幼兒は先づ受付にて姓名住所を記し、同時に小洋二角を種痘擔保として納付せしめ引換に左の如き引痘票を與ふ。而して種痘を終りし者には前記の擔保として納付せしめた小洋二角を返付す、卽こは種痘を奬勵勵行するための一便法に過ぎぬのである。

引痘存根	奉天同善堂牛痘局
	今有　之年　爲發給引痘執據事
	來局掛號有押票小洋二角定於陽曆　月　日　號
	午前十句鐘引種於陰　月　日　號
	持票來局放漿卽將押票如數發還
	民國　月　午前九句鐘
	第

引	奉天同善堂牛痘局												
	今有　　之年												
痘	來局掛號有押票小洋二角定於陽歷　月　日　號												
	午前十句鐘引種於陽歷　月　日　號　午前九句鐘												
執	持票來局放漿卽將押漿如數發還風雨不悞過午不候爲此發給連票爲據												
據	民國　年　月　號												

右の引痘票に示すが如く、先づ受付にて、種痘期日を指定し、然る後該日時に出頭して順次に種痘を受けることになつてゐる。若し、當日病氣等にて出頭すること能はざる時は、日を改むるか、それとも又、一先づ保證金を返還するかのその一を選ばしめてゐる。尙注射をなすものに對し注射前後の注意書を與へて之が完全を期してゐる。

終りに民國九、十、十一年度の三箇年に亙る當所の成績を見るに次の如くである。

月別	性別	九年度 定期	九年度 臨時	十年度 定期	十年度 臨時	十一年度 定期	十一年度 臨時	總計 定期	總計 臨時
三月	男	五三	一四	六九	一七	七三	一九	一九五	五〇
	女	九五	二三	一三四	三三	一四五	八三	三七四	一三九
四月	男	二三九	四一	二九〇	四九	二九三	一〇二	八二二	一九二
	女	二六一	四八	三二一	六〇	三九六	一二六	九七八	二三四
五月	男	二八〇	四九	三〇一	四一	三一七	八八	八九八	一七八
	女	三一六	五二	三七九	一一四	四九九	一〇一	一、一九四	二六七
六月	男	三七	一一	四一	一五	二九	四八	一〇七	七四
	女	七四	一九	八三	二二	七五	五四	二三二	九五
八月	男	一一	四	一七	四	三〇	三	五八	一一
	女	一四	三	三〇	五	三四	四	七八	一二
九月	男	一五	六	二三	二	三三	五	七一	一三
	女	一九	九	二六	六	四一	七	八六	二二
合計	男	六三五	一二五	七四一	一二八	七七五	二六五	二、一五一	五一八
	女	七七九	一五四	九七三	二四〇	一、一九〇	三七五	二、九四二	七六九

乙、產科院

後述の達生學校附設私生子救產所は、全くの私生子助產の目的なるに反し、本院は普通の產院である。入院往診共に行ふ。

入院せんとするものは先づ姓名、住所等を届け出でる。入院費は一等室一人大洋二元、二等は四人一室各人一元、手術費一等六元二等四元の割合で、若し難産の場合は又相應の費用を徴する規定である。入院中の診察藥劑費は全部無料で、往診の際は車賃は患家で支辦せねばならぬ。

二、醫學校

起原　同善堂には古くより前出の施醫院、牛痘局の設備ありしが、常に之が運用をなす可き醫者の缺乏に困んでゐた。のみならず社會一般の風として醫學を輕視し、その間に乘じて何等學識のなきもの横行し、種々の悪事をなすのである。之を根本的に芟除せんが爲めには、醫學校を設立し、有能なる醫材を輩出せしむるに如かずとなしたのではあつたが、何分にも醫學校の設立は容易の業にあらず。先づ第一に之が經費の捻出を要し、教師を聘し、教科書選定等、種々の困難に遭ひ、之が著手に迷つてゐたそうであるが遂に民國十一年の暑中休暇中に、多少無理の感ありしも、學生五十餘名を募集試驗の上、假りに同善堂の古い建物を流用して之を校舍として開校したのである。將來經費の餘裕の生ずるを俟つて增設を行ひ、同時に學生の收容數をも擴張し、産婆學校及醫報社と互に連絡の上、醫學界に貢献せんと意氣込んでゐる。

職員　同善堂長は監理として本校に關する事務を總べ、その下に本部各係員之が分掌をなす。教務に關しては、名譽校長一名、教務主任一名、學監兼教員一名、その外漢醫三名、洋醫二名を以て定員となすも、現在、漢醫四名洋醫三名あるもの〻如く、後者の中二名は我が南滿醫大の醫員、之を兼任してゐる。

教課　學科は、病理學、内科、針灸、生理、衛生、醫德、傷寒、藥學、眼科及操行等に分れてゐる、今課程表を示せば次の如くである。

科別＼期別	漢醫	洋醫
第一期	醫德、醫學三字經、内經、寒さ中り、針灸、藥物、診斷	生理、衛生、眼科
第二期	醫德、醫學實在易、内經、寒さ中り、診斷、針灸、婦人科	藥物、解剖、耳鼻咽喉科
第三期	醫德、内經、金匱、寒さ中り、針灸、婦人科、寒さ中り方藥	病理、處方調劑、婦人科
第四期	醫德、流行病、金匱、吐瀉、内經、寒さ中り、小兒科、針灸	手術繃帶、診斷、小兒科
第五期	醫德、金匱、流行病、吐瀉、肺病、臨症實習、外科、針灸	外科、細菌、法醫、精神病
第六期	醫德、針灸手術、肺病、臨症實習、内經、寒さ中り	皮膚、花柳病、醫化學、内科、齒科

一日六時間、一週六日、且つ日曜は午前二時間質問に充當してゐる。

學生は一組五十人を以て定員とし、順番に施醫院及び病弱療養所に教師之を伴ひ行き實習を行ふ。

修業年限は三年にして、卒業の際警察廳及教育廳より監視員臨席の下に試驗を施行し、及落を決するので平均點六十點を以て最少限度とす。講義は筆記を主とし、プリントを以てすることもある。

授業料は年額四十元にして之を以て教授の俸給を支辨し、尙不足する分は同善堂より支出す、食費及その他の附帶費は勿論學生の自辨に屬する。

入學を許可す可き者は次の如き資格を有する者に限り、入學願書及保證書に添へて保證金一元を納付せしめてゐる。

一、警務處より各縣をして選拔し來りし學生。

二、中學卒業及それと同等以上の學識有る者。

三、醫學の素養ある者。

四、醫業の心得あり、尙學理を修めんとする者。

五、年齡二十歲以上、三十五歲以下にして品行方正なる者。

本校の卒業生の有する特典として、本校の卒業證書を有する者は、警察廳及教育廳より通告を發し本校卒業證書を有する者には無試驗開業を許すと共に、陸軍軍醫養成處に入るに際し優先權が與へられてゐるそうである。

〔附屬〕醫報社

沿革　同善堂に於ては、既に述べたるが如く施醫院等によつて疾病の苦より世人を救濟し且は之により間接に延命長壽に貢獻しつゝあつた。が思ふに醫院等によつて奉天の一局部に於けるこの種の目的は容易であるかも知れぬ。しかしながら一步之が範圍を廣め、奉天全省、東三省さては支那全國にその效果を及ぼさんとするは全く不可能に屬する。こゝに於て同善堂に於ては、尙廣く世人を救濟するの道につき考慮を拂ひつゝあつた。しかのみならず支那現代の醫道の腐敗、實に極度に達し、民衆は安じて命を託す可き所を知らない。故に若し之等民間の醫道を廓清し、以て良材を新陳代謝せしめ得るならば世人を益する點に於て醫院を設立するに勝る萬々であらう。こゝに鑑みる所あり先づ醫學知識の普及を先にするに如かずとなし、同人相計りて十一年二月醫報社を設立し、醫學月報なる講義錄を月刊し始めたのである。

職員　堂長自ら經理の任をとり、その下に編輯部、印刷部、營業部の三部あり。編輯部には主任一名、編輯員十四名、評議員二名、調査員二名。印刷部には係員二名、校正係二名、發行係二名。營業部には庶務係員二名會計係員二名を置いてゐる。而し之等の職員は編輯員は施醫院、醫學校の醫員教師、その他營業部印刷部係員は本部の各係員の兼任する所である。

内容　今回社の内容を明にせんため、醫報社設立に關し同善堂より警察廳に報告せる文件を參考して見やう。

「同善醫學月報社を設立し、以て社會醫學知識を增進せんとする企ての事由報告」

本堂今般醫學月報を發刊し、以て社會の醫學知識の增進を計らんとし、此處に略規作製の上御高覽に供し、御認可御伺ひ申し上げ候。

曩に堂長より呈請申上げ候ひし、同善醫學校規則第十七條によるに、醫學校に於ける臨症實驗の結果治癒に成功を收め候節は、月刊雜誌に記載の上、一方學生の研究心鼓舞に用ゆると共に他方以て社會の醫學知識を普及せしめ、併せて、新に改良せられし醫術を紹介すとあり。然れども思ふに學生の實習は二學期の後多少の學識を得し後にあらざればなすを得ず、之に反し、社會の醫學知識の普及は焦眉の急に有之候故、之が放任を許さざる事情に有之候。

元來は醫は仁術にして、醫を業とする者慈善の心を基として司命の大權を行ふときは、治癒せざるもの無之候へども、唯窮鄉僻遠の地にありては見聞廣きを得ず、學淺く斯道に精通を缺くの憾往々有之候故、術と心と合せず。しかも救を求めんとするも頼る可き所無之候。此處に於て、之が缺を補はんが爲め本月報に載するに醫德、醫術醫理竝に苟も醫家たる者の讀まざる可らざる一切の文字を以てし、醫道に有力なる貢獻をなさんとする者に御座候。

之が爲め略規十條を作製致し候間御認可相成度、尙一等二等三等の各縣の大小に應じて藥店、研究所及び地方開業醫に分ち本月報需要數を列記の上、各該地方警察分所をして之を分配し、代價は、十箇月分を取纏め規定の如く、送付せしめられ度く然る上はその中大洋五元は警察へ御報酬として控除の程願ひ上候。

先は別紙略規呈請致し候間施行御許可の程御願申上候。

民國十一年十月十三日

略規

第一條　本社（醫報社）は施醫院及醫學校の合共經營に係るものにして醫學滙刊と稱す。

第二條　醫道を復興し、世人醫學知識を普及せしむるを以て目的となす。

第三條　本社は奉天同善堂内に設く。

第四條　本社内に編輯、印刷、營業の三部を設け、

(1)　編輯部には主任一名及編輯員若干名

(2)　營業部には主任一名職員若干名

(3)　印刷部には主任一名職員若干名

を置き、全部同善堂員を以て充て無給となす。

第五條　本誌は、專ら本省各縣醫會、醫所及醫業等に對して配付するものにして警務處より各警察に命じ之を分配せしむ。

第六條　每月一冊の代價は實費大洋一角五分之に送料五分合計大洋二角とす。

第七條　本社の雜誌代價收入は一箇年二期に決算を行ひ若し餘利あるときは職員に賞與す。

第八條　本月報の內容を分ちて通論及び各論となし、漢洋各般の醫術知識を掲載す。

第九條　本誌は一箇月一冊とし、一箇年十二冊刊行す。

三、達生學校

最近の設備に係るものにして產婆の養成を目的とするものである。

職員は女學監一名、女教員二名、男教員一名にして女教員は北京慈惠學校の卒業生、男教員は南滿醫學堂出身者である。

本校は二箇年卒業にして收容す可き者は年齡十七歲以上三十歲以下のものにして、高級小學卒業程度以上の學力を有するものとし、現在一學級四十人を以て定員とするも、實際就學數は二十餘名に過ぎない。

課程を見るに、修身、產科、小兒科、生理、解剖學、藥學、婦人科、內科、外科、看護學、救急療

法竝びに漢法醫術、針灸より成つてゐる。學費は、授業料は全免し、食費は勿論自辨である。この外講義例へばプリント等の經費として每季大洋二元及び保證金として同じく每季大洋二元を納付せしめてゐるやうである。

尙之に附屬せる私生子救產所は本校の實習のためでもあるが、その制度は可成り興味深きものがある。

同所では、表面生命を保全し、人道を維持するを以て目的としてゐるが、それは兎に角として所謂父なし子を產ましむる施設である。

同所に使用する人員は、產婆一名、看護婦若干名、受付一名である。

小路に面せる特殊の裝置を有する入口より此處に收容せる產婦は、姓名住所等一切之を問はず、直ちに祕密室に入れ、每日醫員を派して診斷するものにして、此間親族と雖も面會を許さず、產婆、受付婦及看護婦以外の者は絕對に入らしめない。收容後は每日三食を本所より供給し、若し病氣に犯さるゝときは病院より醫員を派して療養せしめる。

產みし小兒は全部之を孤兒院に收容するを以て原則とし、產婦自ら之を養育せんと欲する時は之を許すも、規定の費用を自辨しなければならぬ、產後多少日子を延期して所に留ることも許してゐるやうである。余の參觀せる時目下一人入所してゐるとのことであつた。

第四部　工　藝　部

一、省立教養工廠（一名游民工廠）

沿革　省立教養工廠は、宣統三年一私立慈善機關として創立されしものにして、民國八年に至り、省立教養工廠令により省立教養工廠に引直すと共に、之が經營を同善堂に委託したのである。民國九年迄は靴底、紡蘇洗濯の三科に分れ、勞働科は、紡蘇科内に、裁縫科は洗濯科内に附屬せしめられてゐたが、十一年五月に至り、織布科を新設して技師を招聘して、以て大巾毛織物の技術を講習し、又小東關の珠林寺の南側にある元同寺廢園の空地を利用して、窯業科を新に設け、竈三基を築き、力あるも頭腦の鋭敏ならざる者をして土運び等の勞役に從事せしめて、煉瓦、瓦の製造に著手した。同年十一月更に印刷科を設けて優秀なる者を選拔し、鉛版印刷機及石版印刷機を用ひて專門の技術を習得せしめ現今に及んでゐる。

職制　本工廠は廠長及之を補助する副廠長の下に管理部及工藝部の二部に分る。

管理部は主として、本廠管理事務、教養、經理事務をとり、考工員、書記各一名を置き、考工員は廠内工徒の勤惰、製品の良否を考査し、書記は專ら工徒の出入及經常會計事務に當る。

工藝部は主として本廠工藝營業等のことを分掌し、工藝員、司賬員、司貨員各一名を置いてゐる。

尙各科にはそれ〳〵技師二名乃至五名を有し、各々指導の任に當り、警察より看守長、若しくは分隊看守を派して工徒の取締に當らしめてゐる。その他文書、庶務、統計等の事務は他の各所と同じく同善堂本部員の兼任する所である。而して兼務員は別に俸給を支給せず、唯月手當を給するのみ技師は月給を支給する外毎月の利益中より別に割增を與へ、看守長、又は分隊長は警察廳より給料を受くる故本廠としては月四元の手當を給するのみである。

辦法　同善堂の教養工廠を知らんとすれば、先づ省立教養工廠令を知らねばならぬ。故に先づ之が概要を紹介することゝしやう。

省立教養工廠令

第一條　本工廠は省長の命令により之を設立す。

第二條　本工廠は保安の爲めに設くるものにして游民を發見し次第之を收容し以て盜者の跡を絶つを以て目的とし强制執行力を有するも、執行の手續は本令第十六條の規定に違反するを得ず。

第三條　本令公布以前に既に設立せるものも之が公布後は總て之に準據す可し。

第四條　本工廠にして省立なるものは財政廳警務處の監督を受け、縣立なるものは警務處及び所轄道尹の監督に服するものとす。然れどもその保安期間にあるものは省立たると縣立たるとを論せず保安總局の監督の下に立つものとす。

第五條　救養工廠は左記各項の規定により設立す。

一、省城には救養工廠一處を設立し全省の模範とせしむるものである。即ち、元來より存せし同善救養工廠を所轄機關より擴張經營の道に出でんとす。

二、繁盛なる地方の每縣につき一箇所を設立し、縣知事よりして所轄道尹に命じて之が監視經營せしむ。

三、人口稠密ならざる地方にして一縣にて一箇所の經營不能なる場合は數縣合同して一箇を設立し、所轄道尹より統括經營す可し。

第六條　本工廠に關する施行細則は省立なるものは所轄機關より、縣立なるものは各縣知事より省公署に稟請す可し。

第七條　各縣にして從來既に救養局、平民貧民習藝所療所及び其の他性質を同じくする時は之と合併し若しくは之に附屬せしむることを得。

第八條　本工廠にては各工廠毎に廠長一名を置きて全廠の事務を處理せしむ。而して廠長には省立なるものにありては主管機關より、縣立なるものにありては縣知事より地方の名望家を選任し行政長官に報告す可し。

第九條　本工廠には司事一名を設け、廠長の指揮監督の下に事務一切を掌らしむるを得。然れども收

容工徒にして六十名以上に達する時は更に一名を增置す可し。

第十條　本工廠にては、技師職人、看守を置く。その數は廠務の繁簡により增減す可し。

第十一條　本工廠にては、講師一名を置きて專ら講話、訓誨に當らしめ、及び工徒の品行の考查を司らしむ。而して收容工徒數多からざる工廠にありては廠長若しくは司事之を兼ねるを得。その講話題目及訓誡方法は之を細則中に讓る。

第十二條　本工廠の游民を收容するに一定の時期を定めず又年齡の如何を問はず凡そ游民にして左記各號の一に該當す可きものは悉く收容す可し。

一、游惰にして安逸を好み正業に勵まざる者。

二、賭博及び詐欺を行ふ惡從。

三、結黨して橫行し、貧民の膏血を搾り、地方を騷がする者。

四、モルヒネの製造をなす者。

五、放蕩無賴漢にして親族の監督する者なき者。

六、曾て刑に觸れしも未だ改悛せざる者。

第十三條　前條の各項に列擧せる遊民は原則として縣公署若しくは淸鄕局より探查し、或は警甲より指名報告し來り、或は人民の告訴により實地調查の上强制收容する者なるも、その他家族或は本人

自身送らるを望むときは收容に應ず。

第十四條　凡そ游民を申告せるも、實地調査の結果虛僞にして人を陷れんとせること判明せる時は、縣署より申告人に對し相當の處分をなす可し。

第十五條　收容工徒數、工廠の規模及之が經費は周圍の事情を基として決定す。

第十六條　工廠未だ設立なき地方にありては、先づ游民をして勞働を習はしめ、或は暫時警察の管理に託し或は看守を派遣す可し。而して其に要する食糧及看守の經費は清鄉令による罰金を以て支出するを得、尙豫算の上創立費の限度內にて支出するを得しむ。

第十七條　游民にして技能を習得して自ら生活するを得るに至り、前非を改悛せる者は左記各號の規定する所に從ひ處置す可し。

一、出廠せしめて自由に生計を立てしむ。

二、工廠に留めて職人の補助をなさしむ。

三、工廠より農工商家及公私實業機關に紹介して就職せしむ。

第十八條　工廠に入りし後勞役に努めず、改悛の狀なきものは、永遠に苦役に服せしめ出廠を許さず。又出廠後前非を繰返す者は更に入廠を命じ罰として苦役に服せしむ。

第十九條　本廠工藝科目は各地方產出原料の種類資本の多寡を考慮し甲、乙、丙三類を置く。卽ち左の如し、

一、甲類　普通工業、印刷製革染織裁縫銅器鐵器木製品建築之類にして各地の物產にして特別なる改良製造をなし得るものは悉く之に屬す。

乙類　簡易手工業之を例せば編織花蓆簾細工、麻繩、紐、帶等の類悉く之に屬す。

丙類　荒仕事之を例へば官舍、公所、道路、橋梁溝渠農業瓦製造、糞尿汲取運搬等の勞役之に屬す。

第二十條　凡そ游民にして收容せられるや、先づ丙類の勞役に從事せしめ、その後優秀なる者を選拔して甲類を、之に次ぐ者をして乙類を習修せしむ。工廠により、甲乙丙類を併置し得ざるものあれば之を默認す。

第二十一條　本工廠に於て指導す可き工藝は先づ普通應用の簡易なる者を設置す可し。

第二十二條　本工廠收容工徒は當に衞生等に注意し、管理細則を嚴守す可く工徒にして能く恪守して誤なき者は相應の奬勵賞を與へ、故意に違反し若しくは規定に服せざる者には之亦相當の懲戒方法を講ず。その方法は細則中に規定す可し。

第二十三條　工徒にして犯罪行爲あり竝びに脫走せんとする者は縣公署に送りて懲罰に處し、工廠に入りし後前非を告發する者あらば之を受理し、審判す可し。

第二十四條　工廠の創立年度及び經常年度各經費收支豫算書は、省立なる者は主管機關より、縣立なる者は縣知事より年度別に編纂の上省公署に申請許可を受く可く、同時に各監督機關に別々に之が申請をなす可し、但し、經常年度收支豫算及決算は左記の如く行政費及營業費の二種に分つ可し。

一、行政費は廠長講師、司事、看守の給料及その他行政に關する支出經費に限り、地方行政費目より支出す。

二、營業支出は、技師職人、工徒の給料及び食費、並びに機械原料購入費にして、收入は準備基金及物品賣却代を言ふなし。營業基本金は地方行政費に支出するを得ず。營業金支出後製造品の市價下落するときは、之が損失は爾後毎年之が補塡を計り營業基金は年度別に款項に從ひ表示す可し。從來經營し來りし教養、平民、貧民療養所及び從來よりありし教養工廠にして未だ行政、營業の兩經費を分たざる者は現存の機械物品及原料を時價により公平に評價し基金を計上す可し。

第二十五條　工廠の基本金は或は寄附金より或は公費補助より成り、月利を附す。而して、利子は支出し得るも原本は支出するを得ざるものとす。

第二十六條　工廠の補助金は各縣署の處分に係る清鄉令による罰金及び特別沒收財產を以てし、之が價格の變動は規定により、申請の上支出す可し。但し而して之等の金額につき發生す可き利息は擴張の資に積立て、若し營業にし、見込確實なる時は資金調達に際し、流動資本金を以て充當し得るも、廠長より全額償還の責に任ず可し。

第二十七條　工廠利益を擧ぐる時は、その二割を以て工徒出廠の時獨立營業資金となし、二割を以て廠員慰勞金とし他は全部豫備金となす。之等の積立金に對する利子處分方法は廠長より別に定む可し。

第二十八條　本工廠の營業は毎年一回決算をなしその帳簿は廠長より當該主管機關及び各監督機關の主任者を招きて共同檢查に供す可し。

以上を以て省立教養工廠の概觀を看取し得るであらう。同善堂の經營に係る教養工廠も細目の點に於て多少異色を認むるも大體之に則り經營さるゝものであり、特に省城に存する中心的、模範的組織を有するものなるを注意するの要があらう。

同善堂の委任經營する教養工廠は省立なるは勿論にして、從つて之が監督は警察廳に於てするものである。その經費も大部善捐の外は、同善堂の資金より補助支出し來つた。現在省立とは言へ、唯瀋陽縣より年額三千元の分配あるのみにして、警察の罰金數ふるに足らず仍ち同善堂の慈善資金を以て支出に充てゝある。但し、父兄親族より送致し來りし收容を望むものは、その經費は同族より負擔支出せしめるは當然である。尙工徒に着用せしむ可き衣服は警察廠より省長に申請して、軍隊及警察の廢服廢帽、廢靴を拂下けしめてあるが、之も補助と言へば言へよう。

119098

收容せる工徒は警察より送り來り既に期限を決定し居る者を除き最長六箇月にして、その後の處置は廠長の專斷に委し、出廠留廠の何れかに決せしむ。

工徒を收容するを見るに、先づ看守より詳細なる身體檢査を行ひ禁制品を所持せるときは之を沒收或は出廠まで預りの上その性質、身體等より判斷して各工藝科に區別編し、工徒の自由選擇を許さぬ。收容の上は家族との接見は監視員立會の上許可するも、規則違反の談話及差入物は之を禁じてゐる。

工藝科目は初め靴底科、洗濯科及紡蔴科の三科なりしを次第に增加せしめて現在の六科即ち、前三者に加ふるに織布科、窰業科、印刷科の設置を見しことは沿革の部に於て既に述べし所である。以上の外別に勞働なる一部あり、工藝を修習せしむるも進步の望なき者を收容して勞役に從事せしめてゐる。

工廠內に收容せる工徒の多くは、無職の游民及不良少年なるを以て、之が敎訓法は先づ立身の要道、各人の生活問題及社會公益の理を以て敎養の根本となしてゐる。未だ專任の講師を置かず、暫定的に管理員をして之を兼任せしめてゐる。

工廠は每月一日及十五日を以て休日となしてゐる。工徒にして若し病氣となる時は、休養して治療を加へ、若し、病死する時は家族に通知して引取らしめ萬一引取人なきときは同善堂より埋葬の禮を代つて行ふものとす。

出廠を許可するに際し、警察より送り來りしものは滿期と共に警察へ送還し、自ら入廠せる者は出廠許可後警察に報告してゐる。

今同工廠の財政狀態を示さんに、その收支金額は大要次の如くである。

收入

年度＼款目	警察補助	瀋陽縣補助	同善堂支出	九門外妓館家賃	南北屠場湯鍋家賃	女大鼓書捐	總計
民國九年度	—	八年十一月ヨリ元 三、八九五・〇〇〇	元 三、四〇〇・〇〇〇	六、八二七・七六二	二五二・〇〇〇	五四六・六六六	一四、九二一・四二八
同　十年度	元 六一二・四〇〇	二、五〇〇・〇〇〇	六、〇〇〇・〇〇〇	三、〇一一・八九八	一九九・七三三	六三六・六六七	一二、九六〇・六九八
同　十一年度	二、三六六・八〇〇	二、五〇〇・〇〇〇	九、〇〇〇・〇〇〇	—	二〇五・三三三	九一三・三三三	一四、九八五・四六六

備考　警察廳支出の分は違警罰金の四割である。

支出

款目＼年度	九年度	十年度	十一年度
俸給及勞賃	八年十一月ヨリ 二、八八七、六〇〇	三、〇六七、〇〇〇	三、五二八、〇〇〇
夫役食費	九二七、二〇〇	七七三、〇〇〇	七八六、〇〇〇
文具	二七八、五四〇	一六八、三一二	二三五、七四一
郵便電信	八八、九八三	七七、三〇一	八七、一〇七

年度	種別	洗濯科	紡織科	靴底科	勞働科	繃布科	籌業科	印刷科	合計
十年	實利金	一四六三五	一三五六〇	四〇一五	三八五七五〇	一	一	一	九七一三七
十一年	實利金	三四一三	一三〇一一	一五四七三	一三八一四五〇	一	一	一	五四一二六〇

營業成績

年度	種別	洗濯科	紡織科	靴底科	勞働科	繃布科	籌業科	印刷科	合計
十年	實利金	一四六三五	一三五六〇	四〇一五	三八五七五〇	一	一	一	九七一三七
十一年	實利金	三四一三	一三〇一一	一五四七三	一三八一四五〇	一	一	一	五四一二六〇

基本金積備金及補塾

項別＼年別	九年	十年	十一年
基本金	三一一〇〇〇	一	一
積備金	一二八三六四九	一三四三五九八	一一〇三九三四
補塾金	一五九四六〇	一〇七〇〇	一四三五三六
利元	一	一	五六七一七四
計合	六一一八一〇九	三一三五〇五九八	六三九五六五七

最後に民國九年以降の收容工徒の内譯を示せば次の如し。

種別＼年度	九年	十年	十一年
技術成り改悛せる者	一九六	二五七	二四一
訓戒分を守るる者	一五七八	九六二	七二
習動論勞のる者	一五二	七四	四五
愚鈍にして拙なる者	一一八	一一五	一一
頑固にして怠情者	二一	一七	一一
不訓なる者	六	一	一

各科別收容人員を示せば。

年度＼科別	靴底科	紡織科	洗濯科	繃布科	籌業科	勞働科	印刷科	總計
民國九年	五四	四四	一一〇	一	一	二八	一	一四六
同十年	一五六	四六	一三四	一	一	三四	一	一六〇
同十一年	一三	一	一三	一三	一九	一一	五	一〇五

二、教養學校

沿革　本校は民國十年八月、其の始め楊生守なる者放蕩無賴にして父兄の命に從はず、依つて本工廠に依賴して特殊の學校の設立を求め、之が經費として一千元を寄附せしに端を發したものである。

本工廠に於ては、この提供を受け教養工廠の東南隅に校舍を設け、讀書、修身の道を訓戒し以て德性の涵養に努めたのである。かくて半歲の後漸く積年の惡癖、惡心を一掃し、善に歸らしむるを得た。この事を聞き及べる者遠近を論せず續々として之が收容を依賴し來り、今日の狀況に至つたのである。教授訓育法は、入學期不揃ひなる上、各人の知識程度不同なる故劃一は期し難いが、各人の個性に應じ善に移り學業に精進せしむるやう努めてゐる。

概觀　職員は校長以下學監、主任教員各一名、教員二名で、校長は教養工廠長即ち同善堂長、學監は之亦同じく工廠の管理員之を兼任してゐる。

教員は學生二名に付一人を附し、之によつて殆んど個人的教授を行ふのである。この個人的教授法によつてのみ、かくの如き入學期不同學識程度の等しからざる生徒を教育し得るのであらう。從つて教員の月給は勿論生徒の全負擔に係る所である。即ち月小洋二十二元を納付せねばならぬ。のみならず、子弟を入校せしめんとする者は先づ小洋一千元を寄附して教養工廠の建築、修繕、設備費の補助とすることを要求せられてゐる。その他教科書、食費等は悉く生徒の自辨に係つてゐる。之を以て見るも、この教養學校は前來述べ來つた所の諸機關と全く趣きを異にしてゐるのを發見するであらう。

即ち、貧民救濟機關にあらずして寧ろ富家救濟の施設であらう。

學課は各學生の知識に相當せる者を選擇して用ひ、每日六時間授業をなし、その他、朝夕の三時間を運動及修養の時間としてゐる。修身、經學、國文、算術、英文、地理、歷史、理科、圖畫、手工、音樂、體操等の科目に分れ。三箇年を以て卒業せしむる規定ではあるが、特別の事情ある者はこの限りでない。收容中は普通學校と同じく休暇を與ふるも、父兄の出迎へなき限り、外出を許さない。

現在收容せる者は四名である。

三、貧民習藝所

沿革　民國五年冬、奉天同善堂長をして貧民習藝所を兼ね管理せしむるの法令により、本所が同善堂の管理に移つたのではあるが、民國五年に至る迄の記錄は不完全で、沿革をこの以前に溯つて考察することは全く不可能とのことである。同善堂に於ても之が歷史を能ふ限り探究せる模樣ではあるが、單に略說を得たるに過ぎず、之が發表をなし居るもの〻大して確信を有せず、眞相を知る者

の訂正を廣く求めてゐるやうである。それは蒐に角、同善堂の發表せる所によれば大體左の如くである。

光緒三十四年に民政司吏張貞午が、從來貧民に施食をなし來れる入關粥廠を閉鎖し、之が組織を改めて貧民習藝所となし、省警察廳に屬せしめて之が經營に當つたのである。而して始めは毎年銀三萬兩の經費を以て同善堂の所有に係る敷地及び建物、工廠等五十六間、工徒宿舍五十間及び賄室倉庫等は皆同善堂の古い建物を借用して居つたのである。然るに經營數年を出でざるに成績見る可きものなきに依り、主管官廳より相次で經費の節減を受け、年額二萬兩となつたのである。

所が元奉天警務處長にして近頃奉天省長の職を辭して野に下つた王永江氏が監理となるや、嚴格なる態度を持して、之が復興を企てた。之により立ち所に前所長某の二萬三百餘兩の私消事件を發覺し、之を警察廳に告發すると共に一方公債證書を處分し、引き繼ぎたる營業基金は、公債は勿論、古物一切を就實して一千餘元を得た。が之を以て運轉資金として不充分なるを以て、止むを得ず公債證書を抵當とし、同善堂より小洋一萬兩を月利一步二厘にて借り入れて營業を開始した。而してこの年本所の管理權を警察廳より財政廳に移管せしめたのであるが、恰も時を同うして王永江氏も財政廳長となつたので莫大の便宜を享け、民國六年には商品陳列所の商品の競賣を命じ、之が賣上高中より一萬元を扣除して本所營業基金となし、又錦縣の八旗工廠の建物及原料品の競賣をなして七千五百餘元を得之亦本所に併入せしめたのである。かくて營業基金に稍々餘裕を生ずるに至つたのである。

本所の工藝は之を織布（木綿）織綢（絹織物）木工、彫刻、油漆、繡紐、染色、繡糸等の諸科に分ち、社會日用品及小資本の手工業にてなし得るものを製造してゐる。又毎日工作の餘暇、夜間講堂を設け同善堂各職員技師各課目を擔任して用器畫、修身、應用算術、書翰文等を敎へ、出所後學識に不足せず且自ら生活を營むの能力を與へるに努めてゐる。而して工藝よりも先づ修養を第一とし、次に利益を計ることゝしてゐるやうである。本所を出た工徒にして各地方に派遣せられて技師、職人となれる者が既に多數に上つてゐる。

職員　監理一名を設け財政廳の命を受けて全體の事務を總攬し、經理一名をして之を補助せしめてゐる。この下に管理部及營業部の二部を設け、管理部には理事員一名は經常收支及び工徒の敎育等一切の庶務事項に當り、稽查及考工員各一名を置きて所內の規律、賞罰及び工藝の檢查等を、書記一名を以て帳簿事務を、守兵長一名守兵四名を以て警備に當らしめてゐる。

營業部には收發員一名有りて營業工藝等の事項を、司貨司事一名は未製品、製造品、原料及び營業店舖を、司帳司事は營業に關する一切の金錢帳簿を、採買及賣貨司事各一名は、前者は專ら原料購入を、後者は製品販賣の事務を掌つてゐる。

又指導の爲め各科に技師若干名を聘してゐる。尙管理部及營業部の各部に夫々人夫、雜役十二名宛

を配置し、他の各所と同じく、文書、會計、統計は本部に於て處理さるゝ所である。

經費 行政費として毎年年額二萬元を、月割にて財政廳より補助されてゐる。營業基金は一定しないが、それに對し六厘の割合にて利益の上納をなさねばならぬ。この上納利息を除きその殘餘の四割を以て營業準備金に積立て、四割は本廠の從事員、技師、職人、工徒の奬勵金に、二割は店舗の償却積立金としてゐる。

工徒 次に收容す可き工徒は左の條件に從つてゐる。

一、身體强健にして疾病を有せざる者。
一、嗜好良好にして文字を解する者。
一、十五歳以上二十五歳以下なる者。
一、貧窮にして自ら生活し得ざる者。
一、定員二百員。

入所せんとする者は志願書及び保證書を提出せねばならぬ。若し入所中脫走を企つる者あらば、既往の食費を保證人より追徴する。

三箇年にて試驗の上及第者に卒業證書を與へ、落第者は假に修業證書を與へ、一箇年居殘り補習せしめし上卒業證書を與へることにしてゐる。

習藝學課共に一日、十五日及び祝祭日を休みとしてゐる。

尙例により之が成績を窺はんに、先づ歳出を示せば次の如くである。

習藝所歳出表自民國九年至民國十一年。

部別	款目	九年度	十年度	十一年度	合計
本所經費	職員俸給	三、四四六、八〇〇	三、八五一、〇〇〇	四、〇八、三、八五〇	一一、三八一、六五〇
	人夫給料	一、一七一、一八五	一、〇二五、〇九八	九〇一、八〇七	三、〇九八、〇九〇
	護兵費	八一六、〇〇〇	五〇八、〇〇〇	四九六、〇〇〇	一、八二〇、〇〇〇
	文具費	一一六、一九二	二五一、七三三	二〇七、六四二	五七五、五六七
	通信費	六八、〇〇〇	八三、〇〇〇	八三、〇〇〇	二三四、〇〇〇
	貯藏品	一、三六七、一六六	七八五、六七一	一、一三一、四八一	三、二八四、三一八
	消耗品費	三、三三九、一七四	三、一七八、二五二	二、六七六、六七一	九、一九四、〇九七
	修繕費	五七二、四九六	五〇〇、七九一	五五五、六八三	一、六二八、九七〇
補助工場雜品	奬勵金	四四六、四七五	二〇九、四七五	二五二、八五八	九〇八、八〇八
	各科技師給料及工徒食費	七、七六二、二九九	八、一〇一、七八四	八、二四一、〇六九	二四、一〇五、一五二
	工雜品	二八一、三四九	三二三、二一七	三〇一、六一七	九〇六、一八三
	工徒服裝	九一六、六六七	八一四、八二五	八八五、二二五	二、六一六、七一七
總計		二〇、三〇三、八〇三	一九、六三二、八四六	一九、八一六、九〇三	五九、七五三、五五二

次に自民國九年至同十一年の三箇年間の收容人員を各科目に示せば、

科目	年別	九年度	十年度	十一年度
合帶	科	四五	五五	八〇
繃帶	科	二二	二五	二七
絲	科	二七	三五	三五
織	科	二二	四三	四七	三五
皮	科	八	四	一	三
膚	科	三三	三六	一	三
泌尿器	科	一四	三一	一	三
花柳病	科	五	六	一	二
計	科	一七四	二〇九	二四〇

之が出入表を示せば、

項別	年別	九年度	十年度	十一年度
繰越	入有	一七二 四六	一八四 五〇	二一〇 五五
出	本業	二八 一	一八 四	一三 九

款目	年別	六年	七年	八年	九年	一〇年	一一年	比較 増	比較 減
基本金		元 一九、三一〇、六七六	元 二五、九五五、三五四	元 三四、〇四一、九六一	元 三七、四一、七四一	元 四〇、〇〇〇、〇〇〇	元 四六、六四、四四七	二、七七〇、七七一	—
借入基本金		—	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇
國債證書		一九、六二、〇〇〇	一九、六二、〇〇〇	一七、六二、〇〇〇	一四、九二、〇〇〇	一二、〇〇〇、〇〇〇	六、三二、〇〇〇	—	一三、三二、〇〇〇
準備金		一	五、八九、〇四九	一一、七三、五	一七、〇七、三五七	二四、〇一、八三九	一九、一一、三四四	一九、一一、三四四	—
店備償却金		一	—	—	一一、七〇五	三六、三三、四三四	六〇、八〇、八五	三九、一一、四〇	—
合計		三九、一〇、六七六	五八、五五、六四九	六四、四一、七四一	八一、三七、一〇四	九六、〇一、九六、〇一	一〇一、六九、一〇	五〇、六四五、八三五	一八、三四〇、七七一

基本金及準備金內譯（自民國六年至民國十一年）

所別	病院	氣限	實在數
	一	一	一
	一	一	一
	一	一	一

	七年定		八年度		九年度		十年度		十二年度		合計	
	實得	實上利得	實得	實上利得	實得	實上利得	實得	實上利得	實得	實上利得	實得	實上利得
沿革	九、八二三、六二〇	九、九二一、八五九	七、二七三、八四〇	七、四二〇、一〇二	九九四、〇〇〇	九、九四四、〇〇〇	三、三五九、〇二八	一、〇二七、五〇六	三、三七〇、一二二	一、六三〇、一二二	九、八二三、六二〇	九、八二一、八五九
	一、六三〇、一二二	三、三七六、三八九	三、〇七〇、七〇二	一、六三〇、一二二	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、〇二七、五〇六	一、六三〇、一二二	一、六三〇、一二二	三、三七〇、一二二	三、三七六、三八九
職員	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	四、一八一、一二五	四、一八一、一二五	一、〇九二、六三〇	一、〇二七、五〇六	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	一五、二一八、五三五	一四、九一六、〇七八
	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一、〇九二、六三〇	一、〇九二、六三〇	一、〇九二、六三〇	一、〇二七、五〇六	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一五、二一八、五三五	一四、九一六、〇七八
學齡兒童	九、九三八、〇〇〇	九、九四四、〇〇〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、〇二七、五〇六	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	九九四、〇〇〇	九、九四四、〇〇〇
	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、〇二七、五〇六	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇
孤兒院	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	四、一八一、一二五	四、一八一、一二五	一、〇九二、六三〇	一、〇二七、五〇六	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	一五、二一八、五三五	一四、九一六、〇七八
	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一、〇九二、六三〇	一、〇九二、六三〇	一、〇九二、六三〇	一、〇二七、五〇六	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一五、二一八、五三五	一四、九一六、〇七八
臨時災民收容所	九、二七三、八四〇	九、九二一、八五九	七、二七三、八四〇	七、四二〇、一〇二	九九四、〇〇〇	九、九四四、〇〇〇	三、三五九、〇二八	一、〇二七、五〇六	三、三七〇、一二二	一、六三〇、一二二	九、八二三、六二〇	九、八二一、八五九
	三、三七〇、一二二	三、三七六、三八九	三、〇七〇、七〇二	一、六三〇、一二二	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、〇二七、五〇六	一、六三〇、一二二	一、六三〇、一二二	三、三七〇、一二二	三、三七六、三八九
職員	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	四、一八一、一二五	四、一八一、一二五	一、〇九二、六三〇	一、〇二七、五〇六	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	一五、二一八、五三五	一四、九一六、〇七八
	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一、〇九二、六三〇	一、〇九二、六三〇	一、〇九二、六三〇	一、〇二七、五〇六	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一五、二一八、五三五	一四、九一六、〇七八
學齡兒童	九、九三八、〇〇〇	九、九四四、〇〇〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、〇二七、五〇六	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	九九四、〇〇〇	九、九四四、〇〇〇
	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、〇二七、五〇六	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇
孤兒院	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	四、一八一、一二五	四、一八一、一二五	一、〇九二、六三〇	一、〇二七、五〇六	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	一五、二一八、五三五	一四、九一六、〇七八
	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一、〇九二、六三〇	一、〇九二、六三〇	一、〇九二、六三〇	一、〇二七、五〇六	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一五、二一八、五三五	一四、九一六、〇七八
臨時災民收容所	九、二七三、八四〇	九、九二一、八五九	七、二七三、八四〇	七、四二〇、一〇二	九九四、〇〇〇	九、九四四、〇〇〇	三、三五九、〇二八	一、〇二七、五〇六	三、三七〇、一二二	一、六三〇、一二二	九、八二三、六二〇	九、八二一、八五九
	三、三七〇、一二二	三、三七六、三八九	三、〇七〇、七〇二	一、六三〇、一二二	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、〇二七、五〇六	一、六三〇、一二二	一、六三〇、一二二	三、三七〇、一二二	三、三七六、三八九
職員	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	四、一八一、一二五	四、一八一、一二五	一、〇九二、六三〇	一、〇二七、五〇六	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	一五、二一八、五三五	一四、九一六、〇七八
	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一、〇九二、六三〇	一、〇九二、六三〇	一、〇九二、六三〇	一、〇二七、五〇六	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一五、二一八、五三五	一四、九一六、〇七八
學齡兒童	九、九三八、〇〇〇	九、九四四、〇〇〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、〇二七、五〇六	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	九九四、〇〇〇	九、九四四、〇〇〇
	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、〇二七、五〇六	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇	一、三〇九、一四〇
孤兒院	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	四、一八一、一二五	四、一八一、一二五	一、〇九二、六三〇	一、〇二七、五〇六	一、七七七、三八二	二、一一一、七六一	一五、二一八、五三五	一四、九一六、〇七八
	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一、〇九二、六三〇	一、〇九二、六三〇	一、〇九二、六三〇	一、〇二七、五〇六	一、七七七、三八二	二、一一二、九五一	一五、二一八、五三五	一四、九一六、〇七八

臨時施設

一、臨時災民收容所

沿革 民國九年直隸山東地方の五省を襲ふた慘酷なる旱魃により、人民塗炭の苦に陷りしにより、奉天地方の各界の人士を網羅して旱災救濟會なるものが組織された。同善堂よりも亦直ちに之に加はり、堂長以下の職員各盡力する所があつた。のみならず同會の發起により、義捐金募集のために演戲を催し、之より得たる利益を別途募集せる寄附金と合して、約萬餘石の施米を購入して、關內に送つたのである。同時に亦災害地方よりして救濟の道を講ずるの必要に迫られた。こゝに於て、奉天の官界では、皇姑屯に小屋掛をなし、施食所を設けて陸續として到來する罹災民に施すことにした。一方汽車により北部災害地方にも救濟の手を伸した。然るに時恰も嚴冬目睫に迫り、老幼約三百名の罹災民居るに所なきを見て、棲流所の建物を利用して臨時災民收容所となし、毎日衣服食糧を給すると共に、凡そ强壯にして勞働に堪ゆる者には勞役を課し、少年少女には手藝を習はしめ、學齡兒童は或は暫時貧民習藝所に入らしめ、或は孤兒院に收容した。十年七月氣候溫暖になるを、俟つて該所を閉鎖したのである。

職員 所長は同善堂長之を兼ね、庶務、文書、會計、統計等は本部にて分掌し、その他は管理員二名司事二名を以て之に任じてゐる。

當時の情況を窺はんため次の如き往復文書を參考して見やう。

一、收容人員及狀況に關し

財政廳への報告書

曩日堂長の貴廳長に面謁致し候節、皇姑屯の施食所に收容し盡さゞりし罹災民を本堂災民收容所に收容せる件、竝びにそれに要せし食費の實高財政廳よりの補助金等に關し月別にて御報告申し上げたる處にて候。

奉天同善堂

その後業に十月二十三日及び二十九日の兩度に亘り、本堂に到著せし所の災民合計男女老幼二百一名に達し居り候故、本堂棲流所の家屋を以て假りに之が宿舍に充當致し、男女別々に收容致し居り候。災民中にて强壯なる男子は勞役に服せしめ、婦女子は屋內にて、衣服の裁縫に從事せしめ居り候、十六歳に達せざる少年は貧民習藝所に收容して技術を習得せしめ、十二歳以下の小兒は之を孤兒院に入れ、孤兒と共に學習せしめ居り、以て無爲無學の弊に陷らざるやう留意致し居り候。

尙收容災民數及狀況等竝びに移管物件表は別紙を以て高覽に供し候右御報告申上候。

民國九年十一月二日

奉天財政廳長閣下

尙該期間の人員及び支出を見るに次の如し。

年度	月別	收容人員	災民所食キビ石數	石炭	オンドル用焚物斤數	焚物用キビ藁	副食物斤數	ストーブ用石炭(斤數)	米總石數
九年度	十月	三、一二三	五、六一〇	四五〇	三、二八〇	九〇	九七五	—	五、六一〇
	十一月	一一、五九四	二一、八二〇	二、五六〇	一一、五八〇	六五〇	三、六二三	五六〇	二一、八二〇
	十二月	一二、七〇六	二三、五六〇	一一、〇六〇	—	四〇〇	三、九七〇	一、五〇〇	二三、五六〇
	合計	二七、四二三	五〇、九九〇	一四、〇七〇	一四、八六〇	一、一四〇	八、五六八	二、〇六〇	五〇、九九〇
十年度	一月	八、八〇二	一九、五六〇	六、二一〇	二、四八〇	一、〇五〇	二、七五〇	一、六〇〇	一九、五六〇
	二月	五、七三八	一五、一〇〇	六、四三〇	一、五二〇	一、〇三六	一、七九二	一、六八〇	一五、一〇〇
	三月	三、四七八	一〇、五〇〇	四、七三〇	—	一、一七〇	一、〇八六	一、八六〇	一〇、五〇〇
	四月	三、七八四	七、五二〇	二、九六〇	四八〇	七六〇	一、一八二	—	七、五二〇
	五月	三、〇九〇	六、二〇〇	二、四八〇	一、〇〇〇	六二	九六五	—	六、二〇〇
	六月	二、〇〇〇	四、〇〇〇	一、六五〇	八三〇	六〇	六二五	—	四、〇〇〇
	七月	五四〇	一、〇八〇	四五〇	一八〇	二〇	一六八	—	一、〇八〇
	合計	二七、四三二	六三、九六〇	二四、九一〇	六、四九〇	四、一五八	八、五六八	五、一四〇	六三、九六〇

二、粥粮籌備所

起原　同善堂は、棲流所、收容所、敎養工廠、習藝所、療養所及び醫學校、濟良所、孤兒院等無慮十六部を擁する大機關にして、之等の各處の每年需要する食糧は實に莫大なるものにして、米穀のみにても千石餘に上る。從つて之を米穀商より購入する時は、市中の米價を混亂せしむるのみならず、多量の米の取扱に乘じて、不正商人の米質を惡くせしめ、或は糠を混入し、若しくは、桝目を少くする等幾多の弊害を生じ之を防ぐこと能はざるを以て、民國九年春その筋の認可を經て粥糧籌備所を設立し、同時に蔬菜園をも設けて副食物をも自ら求め、每年の收穫にして餘裕を生ずる時は、職員の食用に供してゐる。創立以來未だ二年に過ぎず、利益を生むには至らぬも、上述の如き弊害は全く

之を防止し得たとのことである。

職員は監察一名補助員三名は無給、司事一名、園丁一名、精米夫二名は有給である。有給職員の給料は年末決算による利益金を以てして、その餘は先づ無給職員の賞與に充當し、尙餘あるときはその六割を以て各所の公衆衞生費、四割を更に職員の食費手當とす。

同所より警察廳に提出せる文書は稍詳く同所の辦法を記してゐる。之を引用するに、大約次の如くである。

本堂所屬各所の毎年の需米量、一千餘石に上り、各市中米商の米價既に低廉ならざるに尙之により騰貴せしむるを慮り、茲に習藝所の西隣なる本堂所有の畑地內に精米場蔬菜栽培場を設け、之を以て各所の食用に供する企てに御座候。尙之より生ずる糠を以て豚を飼養し、各所の糞尿を以て蔬菜を栽培致し候はゞ誠に相互利用の好計畫かと存せられ候、之が經費は同善堂より支出する筈に候へども、これより利益を生じ候節は、先づ之を以て職員の報酬に當て、尙餘裕有之候はゞ之を以て衞生費及從事員の食費手當と致す積りに御座候。

先は規則數條制定の上御認可御伺申上候。

民國八年十二月二十六日

奉天全省警務處長閣下

結　語

以上を以て概略支那社會事業の典型とも目す可き奉天同善堂及びその背後の思想を探つたのであるが、社會惡の救濟に對する施設として、その組織その制度は實に出色のものあるを發見するであらう。が思ふに社會事業の本質はかくの如く社會惡の救濟のみならず、更に進んでは社會惡を生ぜしむるに至る原因の根本に溯つて思を致す可きであらう。且又今後この方面により力を注がる可きである。故にこの同善堂の制度はこの點に於て尙改善の餘地あるを認める。一部には之を以て全く理想的の讃辭を奉る者あるを見るも、こは前記の如く消極的方面に關してのみ首肯し得るも、根本原因除去の積極的方面と併せ考へるとき、強ち首肯し得るものではなからうと思ふ。
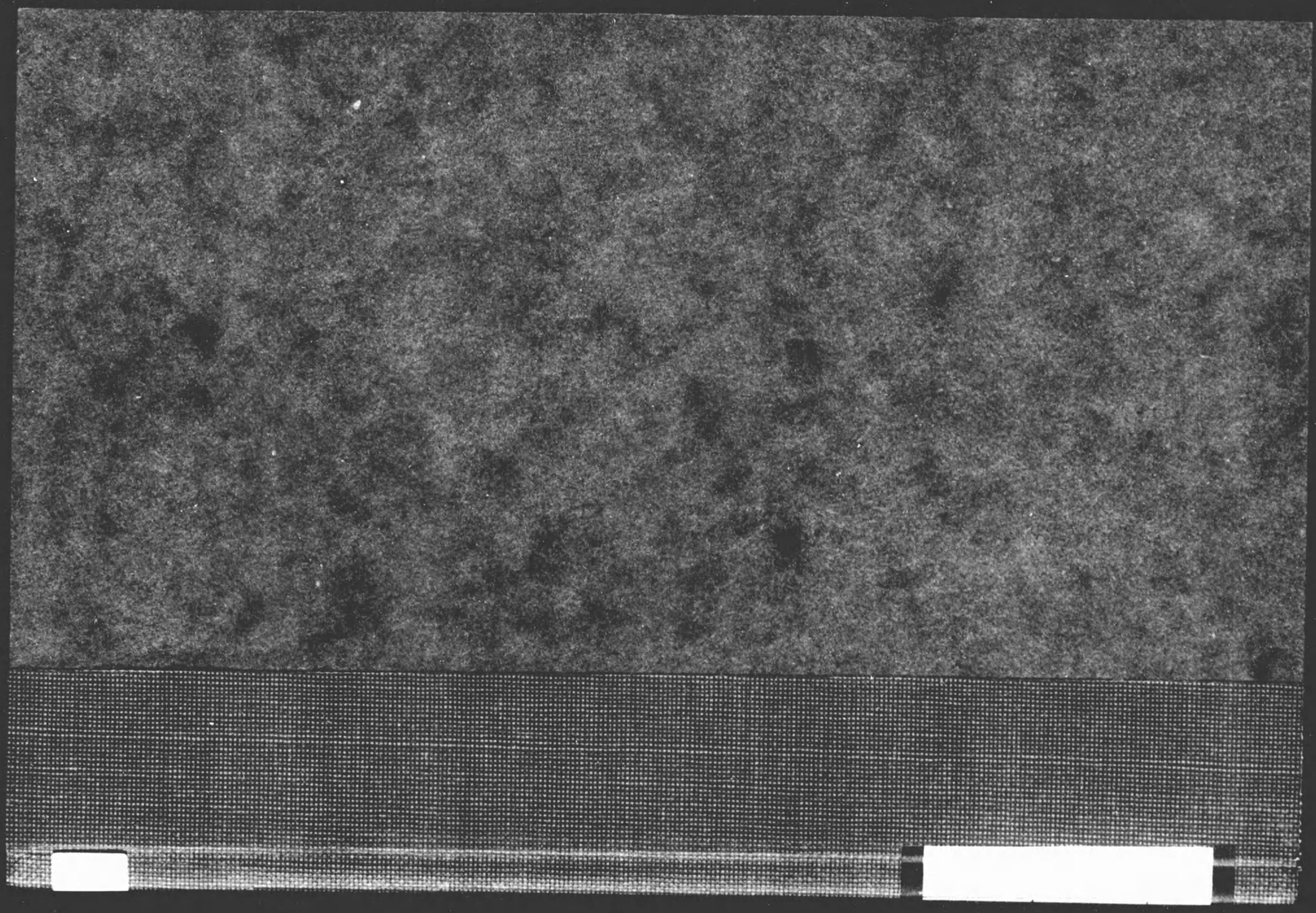
尙注意す可きはこの慈善機關と社會狀態との關係である。社會に卽する社會事業は、又社會事情考察に最良の誘導を提供するであらう。と同時に社會情態は慈善機關の形態に多大の影響を與へるものである。故に社會の情態の異なるに從ひ之が慈善機關の形式も亦之に應じて異るであらうことは容易に考へ得る所である。從つて、一社會に適當なる慈善機關も情態の異る他の社會に適當なるものと斷ずる譯には行かぬ。同善堂の各種事業の價値判斷も之等の諸點を考慮するとき明らかにせられるであらうと思ふ。